

令和 6 年 2 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議案番号	件名	ページ
議案第 1号	令和6年度北九州市一般会計予算について	別冊
議案第 2号	令和6年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
議案第 3号	令和6年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
議案第 4号	令和6年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
議案第 5号	令和6年度北九州市渡船特別会計予算について	
議案第 6号	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
議案第 7号	令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
議案第 8号	令和6年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
議案第 9号	令和6年度北九州市公債償還特別会計予算について	
議案第 10号	令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
議案第 11号	令和6年度北九州市土地取得特別会計予算について	
議案第 12号	令和6年度北九州市駐車場特別会計予算について	
議案第 13号	令和6年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
議案第 14号	令和6年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
議案第 15号	令和6年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
議案第 16号	令和6年度北九州市介護保険特別会計予算について	
議案第 17号	令和6年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
議案第 18号	令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
議案第 19号	令和6年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第 20号	令和6年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	

議案第	21号	令和6年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について		
議案第	22号	令和6年度北九州市上水道事業会計予算について		
議案第	23号	令和6年度北九州市工業用水道事業会計予算について		
議案第	24号	令和6年度北九州市交通事業会計予算について		
議案第	25号	令和6年度北九州市病院事業会計予算について		
議案第	26号	令和6年度北九州市下水道事業会計予算について		
議案第	27号	令和6年度北九州市公営競技事業会計予算について		
議案第	28号	令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	…	1
議案第	29号	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	…	1 2
議案第	30号	北九州市事務分掌条例の一部改正について	…	1 6
議案第	31号	北九州市手数料条例の一部改正について	…	2 2
議案第	32号	北九州市手数料条例の一部改正について	…	3 6
議案第	33号	北九州市印鑑条例の一部改正について	…	6 1
議案第	34号	北九州市介護保険条例の一部改正について	…	6 4
議案第	35号	障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正について	…	7 6
議案第	36号	北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	…	8 0
議案第	37号	北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	…	8 5
議案第	38号	北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について	…	9 0
議案第	39号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	…	9 3
議案第	40号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	…	1 1 7
議案第	41号	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について	…	1 2 0
議案第	42号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	…	1 2 7

議案第 4 3 号	北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部改正について	… 1 3 5
議案第 4 4 号	北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について	… 1 3 9
議案第 4 5 号	北九州市営住宅条例の一部改正について	… 1 4 3
議案第 4 6 号	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	… 1 4 8
議案第 4 7 号	小倉北特別支援学校等新築工事請負契約締結について	… 1 5 4
議案第 4 8 号	金山川調節池整備工事（2 - 1）請負契約の一部変更について	… 1 5 6
議案第 4 9 号	地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の認可について	… 1 5 7
議案第 5 0 号	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	… 1 8 9
議案第 5 1 号	永黒団地第 1 工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約締結について	… 1 9 2
議案第 5 2 号	市有地の処分について	… 1 9 4
議案第 5 3 号	包括外部監査契約締結について	… 1 9 7
議案第 5 4 号	令和 5 年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第 5 5 号	令和 5 年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
議案第 5 6 号	令和 5 年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
議案第 5 7 号	令和 5 年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第 5 8 号	令和 5 年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
議案第 5 9 号	令和 5 年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
議案第 6 0 号	令和 5 年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
議案第 6 1 号	令和 5 年度北九州市駐車場特別会計補正予算について	

議案第28号

令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について
令和5年度北九州市一般会計補正予算について、次のとおり専決処分した。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 物価高騰対応重点支援給付金事業を処理するため令和5年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専決第1号

専決処分書

物価高騰対応重点支援給付金事業を処理するため令和5年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月18日

北九州市長 武内和久

令和5年度北九州市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度北九州市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,908,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ636,493,170千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金			143,963,754	2,908,000	146,871,754
		2 国庫補助金	48,098,128	2,908,000	51,006,128
歳 入		合 計	633,585,170	2,908,000	636,493,170

歳 出 款 (単位：千円)

歳 出 款	項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 保健福祉費		197,614,585	2,908,000	200,522,585
	2 社会福祉費	94,101,774	2,908,000	97,009,774
歳 出 合 計	計	633,585,170	2,908,000	636,493,170

参 考

北九州市一般会計補正予算（第5号）に関する説明書

令和5年度北九州市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金	143,963,754	2,908,000	146,871,754
歳入 合計	633,585,170	2,908,000	636,493,170

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 保健福祉費	197,614,585	2,908,000	200,522,585	2,908,000			
歳 出 合 計	633,585,170	2,908,000	636,493,170	2,908,000			

2 歳 入

18 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 保健福祉費国庫補助金	24,500,841	2,908,000	27,408,841	1 社会福祉費補助金	2,908,000	○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	48,098,128	2,908,000	51,006,128			

3 歳 出

3 款 保健福祉費

2 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節		説明
				特定	地方債	その他	一般財源		区分	金額	
							国県支出金	一般財源			
1 社会福祉総務費	34,136,317	2,908,000	37,044,317	2,908,000				1 報酬	385		社会福祉の一般管理、民生委員活動及び社会協議等に要する経費
								3 職員手当等	1,351		○物価高騰対応重点支援給付金事業経費
								4 共済費	119		
								8 旅費	200		
								10 需用費	462		
								11 役員費	4,487		
								12 委託料	66,052		
								13 使用料及び賃借料	4,944		
								18 負担金補助及び交付金	2,830,000		
計	94,101,774	2,908,000	97,009,774	2,908,000							

地方自治法（抜粋）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

議案第 29 号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関内で連携を行うことができる事務を追加する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項本文中「別表第2の第2欄に掲げる事務」を「第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2の11の項事務の欄中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税」に改め、同表の23の項事務の欄中「よる」の次に「相談、支援、」を加え、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は規則で定める日から、別表第2の23の項の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務</u>（これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。）を処理するために必要な限度で、<u>同号に規定する利用特定個人情報</u>（これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。以下この項においてこの項において同じ。）であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報の提供を受け、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>（これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。）を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>（これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。以下この項において同じ。）であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報の提供を受け、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>

新		旧	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
機関	事務	機関	事務
	略		略
1 1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく <u>条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	1 1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく <u>条例による地方税の賦課徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの
	略		略
2 3 市長	母子保健法による <u>相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、未熟児の訪問指導又は<u>子ども家庭センターの事業の実施</u></u> に関する事務であって規則で定めるもの	2 3 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は <u>母子健康包括支援センターの事業の実施</u> に関する事務であって規則で定めるもの
	略		略
	略		略
	略		略

議案第30号

北九州市事務分掌条例の一部改正について

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 市長公室を新設する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例（昭和40年北九州市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条危機管理室の項の前に次のように加える。

市長公室

- (1) 秘書及び渉外に関する事項
- (2) 広報に関する事項
- (3) 重要事項の企画立案及び調査に関する事項

第1条中市政変革推進室の項、秘書室の項及び広報室の項を削り、同条企画調整局の項中「企画調整局」を「政策局」に改め、同項第1号中「、調査、立案」を削り、同条総務局の項中「総務局」を「総務市民局」に改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 市民の生活に関する事項

第1条財政局の項中「財政局」を「財政・変革局」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 市政変革に関する事項
- (4) 公共施設マネジメントに関する事項

第1条市民文化スポーツ局の項を削り、同条産業経済局の項第1号中「、観光」を削り、同項の次に次のように加える。

都市ブランド創造局

- (1) 都市ブランドの向上に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 文化及びスポーツに関する事項

都市戦略局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 住宅政策及び建築指導に関する事項

第1条建設局の項中「建設局」を「都市整備局」に改め、同項に次の1号を加える。

- (2) 住宅及び建築に関する事項（他局の所管に属するものを除く。）

第1条建築都市局の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(北九州市建築審査会条例の一部改正)
- 2 北九州市建築審査会条例(昭和38年北九州市条例第69号)の一部を次のように改正する。
第7条中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。
(北九州市特別職議員報酬等審議会条例の一部改正)
- 3 北九州市特別職議員報酬等審議会条例(昭和39年北九州市条例第138号)の一部を次のように改正する。
第6条中「総務局」を「総務市民局」に改める。
(北九州市開発審査会条例の一部改正)
- 4 北九州市開発審査会条例(昭和44年北九州市条例第39号)の一部を次のように改正する。
第8条中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。
(北九州広域都市計画事業徳力土地区画整理事業施行規程の一部改正)
- 5 北九州広域都市計画事業徳力土地区画整理事業施行規程(昭和48年北九州市条例第33号)の一部を次のように改正する。
第5条中「北九州市建築都市局内」を「北九州市都市戦略局内」に改める。
(北九州市土地利用審査会条例の一部改正)
- 6 北九州市土地利用審査会条例(昭和49年北九州市条例第62号)の一部を次のように改正する。
第7条中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。
(北九州市都市計画審議会条例の一部改正)
- 7 北九州市都市計画審議会条例(平成12年北九州市条例第30号)の一部を次のように改正する。
第7条中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。
(北九州市行政不服審査会条例の一部改正)
- 8 北九州市行政不服審査会条例(平成27年北九州市条例第47号)の一部を次のように改正する。
第8条中「総務局」を「総務市民局」に改める。

北九州市事務分掌条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p>（1） <u>秘書及び渉外に関する事項</u></p> <p>（2） <u>広報に関する事項</u></p> <p>（3） <u>重要事項の企画立案及び調査に関する事項</u></p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p><u>政策局</u></p> <p>（1） 重要事項の計画及び総合調整に関する事項</p> <p>（2） 略</p> <p><u>総務市民局</u></p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。</p> <p>略</p> <p><u>市政変革推進室</u></p> <p>（1） <u>行財政改革に関する事項</u></p> <p>（2） <u>公共施設マネジメントに関する事項</u></p> <p>略</p> <p><u>秘書室</u></p> <p>（1） <u>秘書及び渉外に関する事項</u></p> <p><u>広報室</u></p> <p>（1） <u>広報に関する事項</u></p> <p>略</p> <p><u>企画調整局</u></p> <p>（1） 重要事項の計画、調査、立案及び総合調整に関する事項</p> <p>（2） 略</p> <p><u>総務局</u></p> <p>（1）～（3） 略</p>

新	旧
<p>(4) <u>市民の生活に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>財政・変革局</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>市政変革に関する事項</u></p> <p>(4) <u>公共施設マネジメントに関する事項</u></p> <p>略</p> <p>産業経済局</p> <p>(1) 商工、貿易並びに農林及び畜水産に関する事項</p> <p>(2) 略</p> <p>都市ブランド創造局</p> <p>(1) <u>都市ブランドの向上に関する事項</u></p> <p>(2) <u>観光に関する事項</u></p> <p>(3) <u>文化及びスポーツに関する事項</u></p> <p>都市戦略局</p> <p>(1) <u>都市計画に関する事項</u></p> <p>(2) <u>住宅政策及び建築指導に関する事項</u></p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>財政局</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>市民文化スポーツ局</p> <p>(1) <u>市民の生活に関する事項</u></p> <p>(2) <u>文化及びスポーツに関する事項</u></p> <p>略</p> <p>産業経済局</p> <p>(1) 商工、観光、貿易並びに農林及び畜水産に関する事項</p> <p>(2) 略</p>

新	旧
<p><u>都市整備局</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>住宅及び建築に関する事項 (他局の所管に属するものを除く。)</u></p> <p>略</p>	<p><u>建設局</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>建築都市局</u></p> <p><u>(1) 都市計画に関する事項</u></p> <p><u>(2) 住宅及び建築に関する事項</u></p> <p>略</p>

議案第 31 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第8号中「の規定に基づく戸籍」を「に規定する戸籍」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「に規定する戸籍証明書」に、

「

1 通につき 4 5 0 円

を

「

1 通につき 4 5 0 円

に

改め、同表中

(9)	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 3 5 0 円	
-----	---	----------------------	--

(9)	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条に規定する戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円	
(9)の2	戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定によ	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円	

	<p>り同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）で定めるものに限る。以下この号及び第11号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		に
--	--	--	---

改め、同表第10号中「の規定に基づく除かれた」を「に規定する除かれた」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「に規定する除籍証明書」に、

「

1 通につき 750 円

 を

「

1 通につき 750 円

 に

改め、同表中

(11)	戸籍法第12条の2において準	証明事項1件
------	----------------	--------

	用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	につき 450円	を
--	---	-------------	---

(11)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条に規定する除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円	
(11)の2	戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合にお	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円	に

ける当該発行を除く。) | | | |]

改め、同表第12号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、

「

1 通につき	350円
(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)	

」を

「

1 通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
--

」に

改め、同表第13号中「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、

「

書類1件につき
350円

」を

「

書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円

」に

改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

新				旧			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考
(8) 戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条に規定する戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条に規定する戸籍証明書の交付		1通につき450円		(8) 戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づき戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づき磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		1通につき450円	
(9) 戸籍法第10条第1		証明事項1件につき		(9) 戸籍法第10条第1		証明事項1件につき	

新		旧	
<p>項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条に規定する戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>350円</p>	<p>項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づき戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>350円</p>
<p>(9)の2 戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</p>		

新	旧
<p> 共同体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）で定めるものに限る。以下この号及び第11号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該 </p>	

新		旧	
<p>(10) 発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>(10) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条に規定する</p>	<p>1通につき750円</p>	<p>(10) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基</p>	<p>1通につき 750円</p>

新		旧	
<p>(11)</p> <p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条に規定する除籍証明書の交付</p>		<p>づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	
<p>(11)</p> <p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条に規定する除かれた戸籍に記載した</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>	<p>(11)</p> <p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>

新		旧	
事項に関する証明書の交付			した事項に関する証明書の交付
(11) の2	戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円	

新		旧	
<p>(12) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)に規定</p>	<p>処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>(12) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定</p>	<p>1通につき350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に</p>
<p>(12) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定</p>	<p>1通につき350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は</p>	<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定</p>	<p>1通につき350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は</p>

新		旧	
<p>(13) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)に規定する届書その他区長</p>	<p>する届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条に規定する届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>(13) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他</p>	<p>に基づき届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>
<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>	<p>書類1件につき350円</p>	<p>書類1件につき350円</p>

新	旧
<p>の受理した書類を閲覧に供する事務又は <u>同法第120条の6</u> <u>第1項に規定する届書等情報の内容を表</u> <u>示したものを閲覧に供する事務</u></p>	<p>区長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>
略	略

議案第 3 2 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を適正化する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第120号の5中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第120号の6及び第120号の7中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、同表第120号の8中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「の規定に基づく」を「に規定する」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表第120号の9中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第126号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表第140号の13中「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「91,000円」の次に「（当該移動式製造設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）」を、「75,000円」、「60,000円」、「44,000円」、「27,000円」、「21,000円」、「16,000円」、「13,000円」、「11,000円」及び「7,400円」の次に「（当該移動式製造設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）」を加え、同表第140号の17中「の規定に基づく」を「に規定す

る」に改め、「（昭和42年法律第149号）」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考
略							
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査又は同法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に	一 戸建ての住宅			(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に	一 戸建ての住宅		
	登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第53条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号において同じ。）				登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第53条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号において同じ。）		
	又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物新築等計画の変更の認定の申請に				又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物新築等計画の変更の認定の申請に		
	対する審査又は同法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に				対する審査又は同法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に		

新	旧
<p>する審査</p>	<p>する審査</p>
<p><u>上等に関する</u></p>	<p><u>上に関する法</u></p>
<p>法律（平成2</p>	<p>律（平成27</p>
<p>7年法律第5</p>	<p>年法律第53</p>
<p>3号）第15</p>	<p>号）第15条</p>
<p>条第1項に規</p>	<p>定第1項に規定</p>
<p>定する登録建</p>	<p>築する登録建築</p>
<p>築物エネルギー</p>	<p>消費エネルギー</p>
<p>一消費性能判</p>	<p>定消費性能判定</p>
<p>定機関をいう</p>	<p>機関をいう。</p>
<p>。以下この号</p>	<p>以下この号か</p>
<p>から第120</p>	<p>から第120号</p>
<p>号の7までに</p>	<p>の7までにお</p>
<p>おいて同じ。</p>	<p>いて同じ。）</p>
<p>）による適合</p>	<p>証による適合証</p>
<p>証（当該低炭</p>	<p>素（当該低炭素</p>
<p>素建築物新築</p>	<p>建築物新築等</p>
<p>等計画が都市</p>	<p>計画が都市の</p>
<p>の低炭素化の</p>	<p>低炭素化の促</p>
<p>促進に関する</p>	<p>法進に関する法</p>
<p>法律第54条</p>	<p>律第54条第</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

新		旧	
<p>(1 20)の 6</p>	<p><u>建築物のエネ ルギー消費性 能の向上等に 関する法律第 34条第1項 に規定する建 築物エネルギー 消費性能向</u></p>	<p>第1項第1号 及び第3号に 掲げる認定基 準に適合して いることを証 明する書類を いう。以下こ の号において 同じ。)を提 出しない場合</p>	<p>1項第1号及 び第3号に掲 げる認定基準 に適合してい ることを証明 する書類をい う。以下この 号において同 じ。)を提出 しない場合</p>
<p>(1 20)の 6</p>	<p><u>建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律第3 4条第1項の 規定に基づく 建築物エネル ギー消費性能</u></p>	<p>第1項第1号 及び第3号に 掲げる認定基 準に適合して いることを証 明する書類を いう。以下こ の号において 同じ。)を提 出しない場合</p>	<p>1項第1号及 び第3号に掲 げる認定基準 に適合してい ることを証明 する書類をい う。以下この 号において同 じ。)を提出 しない場合</p>
<p>(1 20)の 6</p>	<p><u>建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関 する法律第 35条第2 項の規定に より当該建</u></p>	<p>第1項第1号 及び第3号に 掲げる認定基 準に適合して いることを証 明する書類を いう。以下こ の号において 同じ。)を提 出しない場合</p>	<p>1項第1号及 び第3号に掲 げる認定基準 に適合してい ることを証明 する書類をい う。以下この 号において同 じ。)を提出 しない場合</p>
<p>(1 20)の 6</p>	<p><u>建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関 する法律第 35条第2 項の規定に より当該建</u></p>	<p>第1項第1号 及び第3号に 掲げる認定基 準に適合して いることを証 明する書類を いう。以下こ の号において 同じ。)を提 出しない場合</p>	<p>1項第1号及 び第3号に掲 げる認定基準 に適合してい ることを証明 する書類をい う。以下この 号において同 じ。)を提出 しない場合</p>

新	旧
<p>上計画の認定の申請に対する審査又は同法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>向上計画の認定の申請に対する審査又は同法第36条第1項の<u>規定に基づき</u>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかかどうかの審査を受けるよう申し出る場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準</p>	<p>物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準</p>

新		旧	
<p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能に係る認定の申</u></p>	<p>用する場合を含む。) にあっては、第109号及び第110号の規定により算定した金額を加算する。</p>	<p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の</u></p>	<p>る場合を含む。) にあっては、第109号及び第110号の規定により算定した金額を加算する。</p>
<p>20) の 7</p>	<p>イ～オ 略</p>	<p>略</p>	<p>イ～オ 略</p>

新		旧	
申請に対する審査	申請に対する審査	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「計画」という。）に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査、	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「計画」という。）に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査

新	旧
<p>同法第12条第2項若しくは第13条第3項に規定する計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更に関する証</p>	<p>、同法第12条第2項若しくは第13条第3項の規定に基づく計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更</p>

新		旧	
明書の交付の申請に対する審査		関する証明書の交付の申請に対する審査	
(1) 建築基準法第7条第1項に規定する申請又は同法第16項に規定する通知に対する建築物(特定工程に係る建築物を含む。)の工事の完了検査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律第11条第1項	ア 床面積の合計は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定の適用を受ける建築物の部分の床面積の合計について算定する。 イ 略	(1) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に対する建築物(特定工程に係る建築物を含む。)の工事の完了検査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条	ア 床面積の合計は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定の適用を受ける建築物の部分の床面積の合計について算定する。 イ 略

新		旧	
の規定に適合していることの検査			
(1	消防法第11	略	略
)	第1項前段に規定する貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	浮き屋根式特定	危険物の貯蔵最大数量が1,450,000円
		屋根式特定	危険物の貯蔵最大数量が5,720,000円
		屋外	危険物の貯蔵最大数量が5,410,000円
		タ	危険物の貯蔵最大数量が5,410,000円
		ン	危険物の貯蔵最大数量が5,410,000円
		ク	危険物の貯蔵最大数量が5,410,000円
		貯	危険物の貯蔵最大数量が5,410,000円
		蔵	危険物の貯蔵最大数量が5,410,000円
		所	危険物の貯蔵最大数量が5,410,000円

新		旧	
及び 浮き 蓋付	最大数量が1 0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの	及び 浮き 蓋付	最大数量が1 0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの
特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の	特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の
	1件につき2 360,0 00円		1件につき1 950,0 00円
	1件につき2 740,0 00円		1件につき2 270,0 00円

新		旧	
ツトル未満のもの 危険物の貯蔵 最大数量が2 00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ツトル未満の もの	1件につき <u>5</u> <u>640,000円</u>	ツトル未満のもの 危険物の貯蔵 最大数量が2 00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ツトル未満の もの	1件につき <u>4</u> <u>550,000円</u>
ツトル未満のもの 危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ツトル未満の もの	1件につき <u>7</u> <u>240,000円</u>	ツトル未満のもの 危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ツトル未満の もの	1件につき <u>5</u> <u>820,000円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が4 790,000	1件につき <u>8</u> <u>790,000</u>	危険物の貯蔵 最大数量が4	1件につき <u>7</u> <u>070,000</u>

新			旧		
	00,000	00円	00,000	00円	
	キロリットル 以上のもの		キロリットル 以上のもの		
	略		略		
	略		略		
(1)	高压ガス保安	略	高压ガス保安	略	
40	法(昭和26	1件につき9	法(昭和26	1件につき9	
)の	年法律第20	1,000円	年法律第20	0,000,	
13	4号)第5条	(当該移動式	4号)第5条	000立方メ	
	第1項に規定	製造設備につ	第1項に規定	ートル以上の	
	する高压ガス	いて、液化石	に基づく高压	ース	
	の製造の許可	油ガスの保安	ガスの製造の	ス	
	の申請に対す	の確保及び取	許可の申請に	保安	
	る審査	引の適正化に	対する審査	法	
		関する法律(第5	
		昭和42年法		条	
		律第149号		第1	
)第37条の		項	
		4第1項の許		第	
		可を受けた者			

新		旧	
1号に該当する者であつて移動式製造設備の	処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1号に該当する者であつて移動式製造設備の	処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備
の許可の申請に対する審査にあつては、 <u>6,000円</u>)			
	1件につき75,000円 (当該移動式製造設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 <u>37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、<u>6,</u></u>		

新		旧	
み	000円)	み	
を	1件につき6	を	1件につき6
使	0,000円	使	0,000円
用	(当該移動式	用	00立方メー
し	製造設備につ	し	トル以上5,
て	いて、液化石	て	000,00
高	油ガスの保安	高	0立方メー
圧	の確保及び取	圧	トル未満の設備
ガ	引の適正化に	ガ	
ス	関する法律第	ス	
の	37条の4第	の	
製	1項の許可を	製	
造	受けた者の許	造	
を	可の申請に対	を	
す	する審査にあ	す	
る	っては、6,	る	
も	000円)	も	
の		の	
	1件につき4		1件につき4
	4,000円		4,000円
	(当該移動式		立方メー
			トル

新		旧	
以上1,000,000立方メートル未満の設備	製造設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円)	以上1,000,000立方メートル未満の設備	
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき27,000円(当該移動式製造設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取	処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき27,000円

新	旧
<p><u>引の適正化に 関する法律第 37条の4第 1項の許可を 受けた者の許 可の申請に対 する審査にあ っては、6, 000円)</u></p>	
<p>処理容積が2 5,000立 方メートル以 上100,0 00立方メー トル未満の設 備</p>	<p>処理容積が2 1件につき2 1,000円</p> <p>5,000立 方メートル以 上100,0 00立方メー トル未満の設 備</p>
<p><u>引の適正化に 関する法律第 37条の4第 1項の許可を</u></p>	

新		旧	
	<p>受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、<u>6,000円</u></p>		
<p>処理容積が5,000立方メートル以上</p>	<p>1件につき16,000円</p>	<p>処理容積が5,000立方メートル以上</p>	<p>1件につき16,000円</p>
<p>25,000立方メートル未満の設備</p>	<p>(当該移動式製造設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、<u>6,000円</u>)</p>	<p>25,000立方メートル未満の設備</p>	

新		旧	
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	<u>000円)</u> 1件につき13,000円 <u>(当該移動式製造設備につ</u> <u>いて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に</u> <u>関する法律第37条の4第</u> <u>1項の許可を</u> <u>受けた者の許可の申請に対する審査にあ</u> <u>っては、6、</u> <u>000円)</u>	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき13,000円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき11,000円 <u>(当該移動式</u>	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき11,000円

新		旧	
000立方メートル未満の設備	製造設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円)	000立方メートル未満の設備	
処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき7,400円(当該移動式製造設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき7,400円

新		旧	
<p>の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p>		略	
略		略	
(140)の17	高压ガス保安法第20条第1項に規定する高压ガスの製造のための施設の完成検査	(140)の17	高压ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査
(140)の13	1件につき第140号の13に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料	(140)の13	1件につき第140号の13に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料

新	旧
<p>の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合している）</p>	<p>の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の</p>

新	旧												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 109 635 338"></td> <td data-bbox="209 338 635 533">認められたものの完成検査にあつては、6,100円)</td> <td data-bbox="209 533 635 1115"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="635 109 692 1115">略</td> </tr> </table>		認められたものの完成検査にあつては、6,100円)		略			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 1115 635 1451"></td> <td data-bbox="209 1451 635 1646">技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)</td> <td data-bbox="209 1646 635 2123"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="635 1115 692 2123">略</td> </tr> </table>		技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)		略		
	認められたものの完成検査にあつては、6,100円)												
略													
	技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)												
略													
略	略												

議案第 33 号

北九州市印鑑条例の一部改正について

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用期限を延長するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例（昭和38年北九州市条例第60号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新		旧	
付 則		付 則	
1 略		1 略	
2 略		2 略	
3	<p>(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例)</p> <p>令和2年5月1日から令和7年3月31日までの間、第14条の2第2項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者に係る手数料の額については、第15条第2項中「300円」とあるのは、「200円」とする。</p>	3	<p>(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例)</p> <p>令和2年5月1日から令和6年3月31日までの間、第14条の2第2項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者に係る手数料の額については、第15条第2項中「300円」とあるのは、「200円」とする。</p>

議案第 34 号

北九州市介護保険条例の一部改正について

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 介護保険料率を改定する等のため、関係規定を改める必要があるの
で、この条例案を提出する。

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「39,240円」を「35,970円」に改め、同項第2号中「54,930円」を「50,200円」に改め、同項第3号中「58,860円」を「54,550円」に改め、同項第4号中「70,630円」を「71,160円」に改め、同項第5号中「78,480円」を「79,070円」に改め、同項第6号ア及びイ以外の部分中「86,320円」を「86,970円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号ア及びイ以外の部分中「90,250円」を「90,930円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号ア及びイ以外の部分中「94,170円」を「94,880円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号ア及びイ以外の部分中「98,100円」を「98,830円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号ア及びイ以外の部分中「117,720円」を「118,600円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号ア及びイ以外の部分中「141,260円」を「134,410円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号ア及びイ以外の部分中「160,880円」を「150,230円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第14号イ」を加え、同項第13号中「168,730円」を「189,760円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 166,040円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 181, 860円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

第12条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第12号まで」を「第14号まで」に改める。

別表中第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同表中

「

(19)	法第115条の2 1において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円	同種のサービスに係る法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合は、徴収しない。
------	--	--------------	--

を

」

「

(19)	法第115条の2 1において準用する法第70条の2第1項の規定に基	1件につき20,000円	同種のサービスに係る法第78条の12において準用する法第70条の
------	--------------------------------------	--------------	----------------------------------

	づく指定地域密着型介護予防サービス事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の更新の申請に対する審査		2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合は、徴収しない。
(20)	法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の申請（以下この号において「指定介護予防支援事業者の指定の申請」という。）に対する審査	1件につき30,000円	次に掲げる場合は、徴収しない。 ア 同種のサービスに係る法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請又は法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合 イ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の32第2項の規定の適用を受けた指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合
(21)	法第115条の31において準用する法第70条の2	1件につき20,000円	同種のサービスに係る法第79条の2第1項の規定に

に

	<p>第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の更新の申請に対する審査</p>		<p>基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合は、徴収しない。</p>
--	--	--	--

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（保険料率に関する経過措置）
- 2 改正後の北九州市介護保険条例の規定にかかわらず、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

北九州市介護保険条例新旧対照表

参考

新	旧
<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第10条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,970円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,550円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>71,160円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>79,070円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,970円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>90,930円</u></p>	<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第10条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,240円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>54,930円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>58,860円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,630円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>78,480円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,320円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>90,250円</u></p>

新	旧
<p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかにかに該当する者 <u>94, 880円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかにかに該当する者 <u>98, 830円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかにかに該当する者 <u>118, 600円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分に</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかにかに該当する者 <u>94, 170円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかにかに該当する者 <u>98, 100円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかにかに該当する者 <u>117, 720円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分に</p>

新	旧
<p>よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、<u>第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>134, 410円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円以上420万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、<u>第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>150, 230円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は<u>第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>166, 040円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分に</p>	<p>よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>141, 260円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円以上400万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））又は<u>次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>160, 880円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円以上600万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）</p>

新	旧
<p>よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>（14） 次のいずれかに該当する者 181, 860円</p> <p>ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>（15） 前各号のいずれにも該当しない者 189, 760円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第124条の2第1項に規定する保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、別に市長が定める。</p> <p>3 略</p> <p>（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定の方法等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは</p>	<p>（13） 前各号のいずれにも該当しない者 168, 730円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第124条の2第1項に規定する保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、別に市長が定める。</p> <p>3 略</p> <p>（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定の方法等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに</p>

新		旧	
(20)	<p>法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の申請（以下この号において「指定介護予防支援事業者の指定の申請」という。）に対する審査</p>	<p>1件につき30,000円</p>	<p>場合は、徴収しない。</p> <p>次に掲げる場合は、徴収しない。</p> <p>ア 同種のサービスに係る法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請又は法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合</p> <p>イ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号</p>
			<p>場合は、徴収しない。</p>

新		旧	
(21)	<p>法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の更新の申請に対する審査</p>	<p>1件につき20,000円</p>	<p>第140条の3第2項の規定の適用を受けた指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合</p> <p>同種のサービスに係る法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合は、徴収しない。</p>
<p>(22)</p> <p>~(24)</p> <p>)</p>	略	<p>(20)</p> <p>~(22)</p> <p>)</p>	略
注 略		注 略	

議案第 35 号

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり
に関する条例の一部改正について

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正等に伴
い、事業者に対し障害のある人への合理的配慮を義務付ける等のため、関係
規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり
に関する条例の一部を改正する条例

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（平成29年北九州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「性別による」を削り、「女性」の次に「又は性的マイノリティ（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者をいう。）」を加え、「性別、年齢又は状況」を「年齢、状況等」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

（7） 全て障害のある人が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

（8） 全て障害のある人が取得する情報について、可能な限り、障害のない人が取得する情報と同一の内容の情報を障害のない人と同一の時点において取得することができるようにすること。

第8条の見出し中「合理的配慮」の次に「及び環境の整備」を加え、同条第1項中「市」の次に「及び事業者」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うための事前措置として、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、障害のある人の意思表示及び他人との意思疎通を支援する介助者の配置等の人的な支援措置、障害のある人の情報の取得、利用及び発信に係る利便性の向上に資する措置その他の必要な環境の整備を行うよう努めなければならない。

第10条の見出し中「設置」の次に「及び育成」を加え、同条中「市に」を「市は」に、「置く」を「置き、その育成を図る」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 この条例による障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) <u>全て障害のある人が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。</u></p> <p>(8) <u>全て障害のある人が取得する情報について、可能な限り、障害のない人が取得する情報と同一の内容の情報を障害のない人と同一の時点において取得することができるようにすること。</u></p> <p>(9) <u>障害があることに加え、複合的な差別を受けやすい女性又は性的マイノリティ（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者をいう。）、年齢に応じた適切な支援が必要である児童等全ての障害のある人について、障害の状態のほか、<u>年齢、状況等</u>に応じた適切な配慮が求められること。</u></p> <p>(市及び事業者が行う合理的配慮及び環境の整備)</p> <p>第8条 <u>市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。</u></p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 この条例による障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) <u>障害があることに加え、性別による複合的な差別を受けやすい女性、年齢に応じた適切な支援が必要である児童等全ての障害のある人について、障害の状態のほか、<u>性別、年齢又は状況</u>に応じた適切な配慮が求められること。</u></p> <p>(市及び事業者が行う合理的配慮)</p> <p>第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。</p>

新	旧
<p>2 市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うための事前措置として、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、障害のある人の意思表示及び他人との意思疎通を支援する介助者の配置等の人的な支援措置、障害のある人の情報の取得、利用及び発信に係る利便性の向上に資する措置その他の必要な環境の整備を行うよう努めなければならない。</p> <p>(専門相談員の設置及び育成)</p> <p>第10条 市は、個別相談に応じて専門的に事案の解決又は改善を図るための職員として、専門相談員を置き、その育成を図るものとする。</p>	<p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、主体的かつ適切に合理的配慮をするように努めなければならない。</p> <p>(専門相談員の設置)</p> <p>第10条 市は、個別相談に応じて専門的に事案の解決又は改善を図るための職員として、専門相談員を置くものとする。</p>

議案第36号

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等の運営に関する基準に障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行支援計画の作成を追加するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第3項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「。同項において「障害者総合支援法」という。」を削り、「障害福祉サービス」の次に「（第11条第1項及び第3項において「障害福祉サービス」という。）」を加え、同条第4項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第7条及び第8条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第11条第1項中「計画」の次に「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画」を加え、同条第3項中「障害者総合支援法第5条第1項に規定する」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(一般原則)</p> <p>第5条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>都道府県、市町村（特別区を含む。第11条第3項において同じ。）</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第11条第1項及び第3項において「障害福祉サービス」という。）</u>を行う者、<u>児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の権利の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、<u>指定障害児通所支援事業者</u>（<u>居宅訪問型児童発</u></p>	<p>(一般原則)</p> <p>第5条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>都道府県、市町村（特別区を含む。第11条第3項において同じ。）</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>同項において「障害者総合支援法」という。）</u>第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、<u>児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の権利の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、<u>指定障害児通所支援事業者等</u>（<u>居宅訪問型児童</u></p>

新	旧
<p>達支援及び保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者を除く。次条第2項において同じ。)及び基準該当通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。(地域との連携等)</p> <p>第8条 第6条の規定にかかわらず、指定障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援の事業を行う者(この項及び次条において「通所支援事業者等」という。)は、その事業の運営に当たっては、当該通所支援事業者等の事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体(次項において「自治会等」という。)に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等(以下この項において「地域住民等」という。)との連携、協力等により地域との交流に努めるとともに、地域住民等に対し、当該通所支援事業者等が行う事業の内容、当該事業の利用者の障害の特性等を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援の事業を行う者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第11条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への</p>	<p>発達支援及び保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者等を除く。次条第2項において同じ。)及び基準該当通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。(地域との連携等)</p> <p>第8条 第6条の規定にかかわらず、指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援の事業を行う者(この項及び次条において「通所支援事業者等」という。)は、その事業の運営に当たっては、当該通所支援事業者等の事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体(次項において「自治会等」という。)に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等(以下この項において「地域住民等」という。)との連携、協力等により地域との交流に努めるとともに、地域住民等に対し、当該通所支援事業者等が行う事業の内容、当該事業の利用者の障害の特性等を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援の事業を行う者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第11条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的</p>

新	旧
<p>移行について支援する上で必要な事項を定めた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p>

議案第 37 号

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の運営に関する基準に利用者の地域生活への移行に向けた措置に関する規定を追加する等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第27条に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

参考

新	旧
<p>(一般原則)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>(一般原則)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u></p>	<p>(一般原則)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

新	旧
<p>、<u>利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p>	

議案第 38 号

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による
任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の
症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係
規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による
任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年北九州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第2項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（次条において「任意入院者」という。）の症状等の報告に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者は、任意入院者の症 状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令 第31号。次項において「省令」という。）第20条の5各号に掲げる事項につ いて、保健所長を経て市長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律 第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項に 規定する任意入院者（次条において「任意入院者」という。）の症状等の報告に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、任意入院者の症 状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令 第31号。次項において「省令」という。）第20条の5各号に掲げる事項につ いて、保健所長を経て市長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p>

議案第 39 号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を変更する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、「のうち一般被保険者に係る額」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県」を削り、同号カ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」、「のうち一般被保険者に係る額」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条前段中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者について」を「被保険者について」に改め、同条後段を削る。

第11条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を「被保険者の」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第12条の2から第12条の4までを削る。

第13条中「又は第12条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第12条の基礎賦課額との合算額とする。第17条及び第18条において同じ。）」を削る。

第14条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者特定世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であって特定月）」を「特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）の属する世帯であって同日の属する月（以下このアにおいて「特定月」という。））」に、「一般被保険者特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者）」を「特定継続世帯（特定同一世帯所属者）」に、「おける一般被保険者」を「おける被保険者」に、「一般被保険者特定世帯の」を「特定世帯の」に、「一般被保険者特定継続世帯の」を「特定継続世帯の」に改め、同号イ中「一般被保険者特定世帯」を「特定世帯」に、同号ウ中「一般被保険者特定継続世帯」を「特定継続世帯」に改める。

第14条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「賦課額のうち一般被保険者に係る」を「賦課額のうち」に、「保険料の額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、「のうち一般被保険者に係る額」を削り、同条第1号中「に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「のうち一般被保険者に係る額」を削る。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条前段中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を「被保険者の」に改める。

第14条の5から第14条の8までを次のように改める。

第14条の5から第14条の8まで 削除

第14条の9中「又は第14条の5」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合は、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額

と第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第14条の10の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者が」を「被保険者が」に、「一般被保険者特定世帯」を「特定世帯」に、「一般被保険者特定継続世帯」を「特定継続世帯」に改め、同号イ中「一般被保険者特定世帯」を「特定世帯」に改め、同号ウ中「一般被保険者特定継続世帯」を「特定継続世帯」に改める。

第14条の11第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条第1項及び第2項中「又は第12条」及び「又は第14条の5」を削る。

第18条第1項から第3項までの規定中「若しくは第12条」及び「若しくは第14条の5」を削る。

第20条第1項中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同条第2項中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

第20条の3第1項中「第12条の3、」及び「、第14条の7」を削る。

第20条の4第1項各号列記以外の部分中「又は第12条」を削り、同項第1号中「又は第12条の2第1項」を削り、同項第2号中「第12条の3又は」を削り、同条第2項後段中「又は第12条」と」を「」と」に改め、「又は第14条の5」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、「又は第12条の2第1項」、「又は第14条の6第1項」、「第12条の3又は」及び「第14条の7又は」を削り、同条第3項後段中「又は第12条」と」を「」と」に改め、「又は第12条の2第1項」及び「第12条の3又は」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合)にあっては、その減額することとなる額、第25条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあっては、その減免することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条、第14条の2及び第14条の11において同じ。)の納付に要する費用(福岡県(以下「県」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により保険料の額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額のうち一般被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合にあっては、その減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条、第14条の2及び第14条の11において同じ。)の納付に要する費用(福岡県(以下「県」という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに</p>

新	旧
<p>高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健</p>	<p>限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</u></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健</p>

新	旧
<p>健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額</p> <p>(基礎賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者について算定した所得割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p>	<p>健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(エにおいて「<u>国民健康保険給付費等交付金</u>」という。)(<u>退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。)</u>に係るものを除く。)の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額並びに<u>国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)</u>を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する一般被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等と</p>

新	旧
<p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条の2 前条の所得割額は、被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、</p>	<p>が同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条の2 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、</p>

新	旧
<p>第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

新	旧
<p>第12条 削除</p>	<p>第12条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する退職被保険者等について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあっては、所得割額及び被保険者均等割額の合算額）とする。</p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p>第12条の2 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合においては、第11条の2第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）</u></p> <p>第12条の3 第12条の被保険者均等割額は、第14条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。</p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）</u></p> <p>第12条の4 第12条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>（1）退職被保険者特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当した）により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する退職被保険者（法附則第6条第1項の規定による退職被保険者をいう。以下この号において同じ。）の属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の</u></p>

新	旧
<p>第13条 第11条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第14条 基礎賦課額の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p>	<p>被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第14条の8において同じ。 <u>。)</u>又は退職被保険者特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号及び第14条の8において同じ。)以外 <u>の世帯 第14条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(2) 退職被保険者特定世帯 第14条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(3) 退職被保険者特定継続世帯 第14条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</u></p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条 第11条又は第12条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第12条の基礎賦課額との合算額とする。第17条及び第18条において同じ。)は、65万円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の料率)</p> <p>第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p>

新	旧
<p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）の属する世帯であつて同日の属する月（以下このアにおいて「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この号及び第14条の10第1項第3号において同じ。）又は特定継続世帯（特定同一世帯所属者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）以下この号及び第14条の10第1項第3号において同じ。）以外の世帯 基礎課税総額の100分の23に相当する額を当該年度の前年度及びその直前に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から一般被保険者特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と一般被保険者特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 略</p>	<p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア 一般被保険者特定世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この号及び第14条の10第1項第3号において同じ。）又は一般被保険者特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）以下この号及び第14条の10第1項第3号において同じ。）以外の世帯 基礎課税総額の100分の23に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から一般被保険者特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と一般被保険者特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 一般被保険者特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 一般被保険者特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>3 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額することとなる額、第25条の規定にあってはその減免することとなる額、第25条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減免することとなる額、以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)</p> <p>エ 第72条の3の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条</p>	<p>3 略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により保険料の額を減額することとなる額、第25条の規定にあってはその減免することとなる額、第25条の規定により保険料の額を減免することとなる額、以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)</p> <p>エ 第72条の3の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条</p>

新	旧
<p>条の規定により減免することとなる額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第14条の4 前条の所得割額は、被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の10第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第14条の5から第14条の8まで 削除</p>	<p>の3の3第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第14条の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の10第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第14条の5 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額 (退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合は、所得割額及び被保険者均等割額の合算額) とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p>

新	旧
<p>第14条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の10第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。</p> <p>2 第11条の2第2項及び第3項の規定は、前項の所得割額の算定について準用する。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第14条の7 第14条の5の被保険者均等割額は、第14条の10第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第14条の8 第14条の5の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第14条の10第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 退職被保険者特定世帯 第14条の10第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 退職被保険者特定継続世帯 第14条の10第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第14条の9 第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合は、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額を</p>	<p>第14条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の10第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。</p> <p>2 第11条の2第2項及び第3項の規定は、前項の所得割額の算定について準用する。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第14条の7 第14条の5の被保険者均等割額は、第14条の10第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第14条の8 第14条の5の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第14条の10第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 退職被保険者特定世帯 第14条の10第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 退職被保険者特定継続世帯 第14条の10第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第14条の9 第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合は、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額を</p>

新	旧
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の料率)</p> <p>第14条の10 後期高齢者支援金等賦課額の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の23に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p>	<p>いう。第17条及び第18条において同じ。)は、22万円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の料率)</p> <p>第14条の10 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の23に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から一般被保険者特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と一般被保険者特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 一般被保険者特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 一般被保険者特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p>

旧	新
<p>2 略</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第14条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により保険料の額を減額するものとした場合)についてはその減額することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合)についてはその減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額</p>	<p>2 略</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第14条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により保険料の額を減額するものとした場合)についてはその減額することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合)についてはその減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額</p>

新	旧
<p>(普通徴収に係る保険料の納付額)</p> <p>第17条 各納期の納付額は、第11条の基礎賦課額及び第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額並びに第14条の12の介護納付金賦課額の10分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前条第3項の規定により別に納期を定めた場合には、前項の規定にかかわらず、各納期の納付額は、第11条の基礎賦課額及び第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額並びに第14条の12の介護納付金賦課額を当該納期の数で除して得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合、介護納付金賦課被保険者でなくなった場合、令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額若しくは第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所屬者に該当した場合（特定同一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る第14条の12の介護納付金賦課額又は第20条各々の規定により減額する額、第20条の3各々の規定</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納付額)</p> <p>第17条 各納期の納付額は、第11条又は第12条の基礎賦課額及び第14条の3又は第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額並びに第14条の12の介護納付金賦課額の10分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前条第3項の規定により別に納期を定めた場合には、前項の規定にかかわらず、各納期の納付額は、第11条又は第12条の基礎賦課額及び第14条の3又は第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額並びに第14条の12の介護納付金賦課額を当該納期の数で除して得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合、介護納付金賦課被保険者でなくなった場合、令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第12条の基礎賦課額若しくは第14条の3若しくは第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る第20条各々の規定</p>

新	旧
<p>規定により減額する額若しくは第20条の4第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により減額する額、第20条の3各項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により減額する額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加した日又は被保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当した日）が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日、介護納付金賦課被保険者となった日、介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日若しくは特例対象被保険者等でない日、月割りをもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第14条の12の介護納付金賦課額又は第20条の3各項の規定により減額する額、第20条の4第1項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項の規定により減額する額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当した日）が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。</p> <p>3 前2項に規定する第11条の基礎賦課額若しくは第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額又は第14条の12の介護納付金賦課額の算定額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>	<p>規定により減額する額、第20条の3各項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により減額する額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日又は被保険者数が増加した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当した日）が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日、介護納付金賦課被保険者でなくなった日、特例対象被保険者等となった日若しくは特例対象被保険者等でない日、月割りをもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第12条の基礎賦課額、第14条の3若しくは第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第14条の12の介護納付金賦課額又は第20条各項の規定により減額する額、第20条の3各項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項の規定により減額する額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当した日）により納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。</p> <p>3 前2項に規定する第11条若しくは第12条の基礎賦課額若しくは第14条の3若しくは第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額又は第14条の12の介護納付金賦課額の算定額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>

新	旧
<p>4 略</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。）現在において世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の2第6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の</p>	<p>4 略</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。）現在において世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の2第6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の</p>

新	旧
<p>2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得を有する者(前年中に同法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日現在において前項の規定による減額がされない世帯主等につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並び</p>	<p>2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得を有する者(前年中に同法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日現在において前項の規定による減額がされない世帯主等につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並び</p>

新	旧
<p>に他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第20条の3 市長は、当該年度において世帯主の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する当該年度分の被保険者均等割額（未就学児につき第14条第1項第2号又は第14条の1第1項第2号の規定により算定した被保険者均等割額（第20条の規定により算定した被保険者均等割額（第20条の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次項において同じ。）を減額する。</p> <p>2 略</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第20条の4 市長は、当該年度において世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して課する当該年度分の第11条の基礎賦課額（第20条各項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額</p>	<p>に他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に53万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第20条の3 市長は、当該年度において世帯主の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する当該年度分の被保険者均等割額（未就学児につき第12条の3、第14条第1項第2号、第14条の7又は第14条の10第1項第2号の規定により算定した被保険者均等割額（第20条の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次項において同じ。）を減額する。</p> <p>2 略</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第20条の4 市長は、当該年度において世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して課する当該年度分の第11条又は第12条の基礎賦課額（第20条各項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額</p>

新	旧
<p>後の基礎賦課額) から、次の各号の合算額を減額する。ただし、当該合算額を減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る第11条の2第1項の規定により算定した当該年度分の基礎賦課額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産予定日(省令第32条の10の2で定める月(以下この号において「出産予定月」という。))の前月(多胎妊娠の場合は、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(次号において「産前産後期間」という。))のうち当該年度に属する月数(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)</p> <p>(2) 当該出産被保険者に係る第14条第1項第2号の規定により算定した当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額(第20条各項の被保険者均等割額を減額するものとした場合)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第11条」とあるのは「第14条の3」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、「第11条の2第1項」とあるのは「第14条の4第1項」と、「第1</p>	<p>は、その減額後の基礎賦課額) から、次の各号の合算額を減額する。ただし、当該合算額を減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る第11条の2第1項又は第12条の2第1項の規定により算定した当該年度分の基礎賦課額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産予定日(省令第32条の10の2で定める月(以下この号において「出産予定月」という。))の前月(多胎妊娠の場合は、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(次号において「産前産後期間」という。))のうち当該年度に属する月数(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)</p> <p>(2) 当該出産被保険者に係る第12条の3又は第14条第1項第2号の規定により算定した当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額(第20条各項の規定により被保険者均等割額を減額するものとした場合)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第11条又は第12条」とあるのは「第14条の3又は第14条の5」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、「第11条の2第1項又は第12条の2</p>

新	旧
<p>4条第1項第2号」とあるのは「第14条の10第1項第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者を」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）</u>を」と、「<u>第11条</u>とあるのは「<u>第14条の12</u>」と、「<u>基礎賦課額</u>とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「65万円」と、「<u>第14条第1項第2号</u>」とあるのは「<u>第14条の13第1項</u>」と、「<u>第14条第1項第2号</u>」とあるのは「<u>第14条の15第1項第2号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>第1項」とあるのは「第14条の4第1項又は第14条の6第1項」と、「<u>第12条の3又は第14条第1項第2号</u>」とあるのは「<u>第14条の7又は第14条の10第1項第2号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者を」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）</u>を」と、「<u>第11条又は第12条</u>」とあるのは「<u>第14条の12</u>」と、「<u>基礎賦課額</u>とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「65万円」とあるのは「<u>第14条の2第1項又は第12条の2第1項</u>」とあるのは「<u>第14条の13第1項</u>」と、「<u>第12条の3又は第14条第1項第2号</u>」とあるのは「<u>第14条の15第1項第2号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>

議案第40号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立白銀保育所及び北九州市立陣原保育所を廃止するため、
関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

「

〃 下富野 〃	〃 〃 神幸 町4番20号
〃 白銀 〃	〃 〃 白銀 二丁目2番25号

を

「

〃 下富野 〃	〃 〃 神幸 町4番20号
------------	------------------

に、

「

〃 黒崎 〃	〃 〃 南八 千代町7番17号
〃 陣原 〃	〃 〃 陣原 三丁目23番9—20 1号

を

「

〃 黒崎 〃	〃 〃 南八 千代町7番17号
-----------	--------------------

に

改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、利用申込者の特定教育・保育施設等の選択に資すると認められる重要な事項の周知に係る基準を変更する等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第24条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第36条第3項後段中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改める。

第37条第3項後段中「第7条第2項中」の次に「「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加え、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る」と」を加える。

第51条前段中「第34条まで」の次に「（第27条を除く。）」を加える。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第6項第2号において同じ。）」に改め、同条第6項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第2号、第36条第3項後段、第37条第3項後段、第51条前段並びに第54条第2項第2号及び第6項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

参考 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要領又は指針に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号に掲げる要領及び第4号に掲げる指針</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(揭示等)</u></p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい）、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要領又は指針に基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じた特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号に掲げる要領及び第4号に掲げる指針</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(揭示)</u></p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を<u>掲示しなければならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 略</p>

新	旧
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p>
<p>（特別利用教育の基準）</p>	<p>（特別利用教育の基準）</p>
<p>第37条 略</p>	<p>第37条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>認定こども園及び幼稚園</u>」</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>認定こども園及び幼稚園</u>」</p>

新	旧
<p>とあるのは「<u>特別利用教育を提供している施設</u>」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る</u>」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項第1号に掲げる額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「<u>を除外する者</u>を除く」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条まで(第27条を除く。)の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子ども」についてとあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」についてと、第13条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付等」とあるのは「地域型保育給付等」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条</p>	<p>は「第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「<u>を除外する者</u>を除く」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子ども」についてとあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」についてと、第13条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付等」とあるのは「地域型保育給付等」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条</p>

新	旧
<p>下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、同条第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項の規定により教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第6項第2号において同じ。）をもって調製する方法により記載事項をファイルに記録した物を交付する方法</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等による同意については</p>	<p>において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項の規定により教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により記載事項をファイルに記録した物を交付する方法</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等による同意については</p>

新	旧
<p>、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の提出に代えて、次に掲げる方法により得ることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体</u>をもって調製する方法により書面等に記載すべき事項をファイルに記録した物の提出を受ける方法</p> <p>7 略</p>	<p>、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の提出に代えて、次に掲げる方法により得ることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製する方法により書面等に記載すべき事項をファイルに記録した物の提出を受ける方法</p> <p>7 略</p>

議案第 42 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正について

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児
院等の長が策定する自立支援計画に係る基準を変更する等のため、関係規定
を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分及び第31条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第34条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第36条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第39条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第42条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、」に改める。

第45条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第50条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第60条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第64条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第67条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第70条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第17条各号列記以外の部分、第31条、第39条、第50条及び第60条の改正規定並びに付則第2項及び第3項は、公布の日から施行する。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

2 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

3 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第4号、第45条及び第50条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

新	旧
<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第17条 乳児院及び児童養護施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る<u>こども家庭庁長官</u>が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>こども家庭庁長官</u>が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したものであるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>	<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第17条 乳児院及び児童養護施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る<u>厚生労働大臣</u>が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>厚生労働大臣</u>が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したものであるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>

新	旧
<p>第34条 乳児院の長は、第32条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、<u>年齢、発達、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第36条 乳児院の長は、<u>児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</u></p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>こども家庭庁長官が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したもの</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けなければならない。</u>ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>第34条 乳児院の長は、第32条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、<u>乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第36条 乳児院の長は、<u>児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</u></p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>厚生労働大臣が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したもの</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けなければならない。</u>ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

新	旧
<p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第42条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第45条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</u></p> <p>(保育の内容)</p> <p>第50条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>内閣総理大臣が定める指針に従うものとする。</u></p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第60条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>子ども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要なる知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>子ども家庭庁長官が指定す</u></p>	<p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第42条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、<u>当該母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第45条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</u></p> <p>(保育の内容)</p> <p>第50条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。</u></p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第60条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要なる知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>厚生労働大臣が指定する資</u></p>

新	旧
<p>資格認定のための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第64条 児童養護施設の長は、第62条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案してその自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第67条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な<u>児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</u></p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第70条 略</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うこと</u></p>	<p>格認定のための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第64条 児童養護施設の長は、第62条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、<u>児童やその家庭の状況等を勘案してその自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第67条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な<u>児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</u></p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第70条 略</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うこと</u>がで</p>

新	旧
<p>ができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>きるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 略</p>

議案第 43 号

北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部改正について

北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係規定を改める必要がある
ので、この条例案を提出する。

北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部を改正する条例

(北九州市漁港管理条例の一部改正)

第1条 北九州市漁港管理条例(昭和39年北九州市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(北九州市風致地区条例の一部改正)

第2条 北九州市風致地区条例(昭和45年北九州市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市漁港管理条例新旧対照表（第1条関係）

参考

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」）7号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>

北九州市風致地区条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p>第6条 次に掲げる行為については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) ～ (21) 略</p> <p>(22) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(23) ～ (35) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第6条 次に掲げる行為については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) ～ (21) 略</p> <p>(22) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(23) ～ (35) 略</p>

議案第 44 号

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、管理不全空家等に対する措置に関する事項を定める等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例（平成28年北九州市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ものとする」を「とともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第4条中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第6条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第9条の見出し中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改め、同条中「第14条第2項」を「第13条第2項若しくは第22条第2項」に改める。

第10条の見出し中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改め、同条前段中「市長は、」の次に「管理不全空家等について法第13条第2項の規定による勧告又は」を加え、「第14条第2項」を「第22条第2項」に、「当該特定空家等」を「当該管理不全空家等又は特定空家等」に改め、同条後段中「特定空家等」を「管理不全空家等又は特定空家等」に改める。

第11条第2項中「第14条」を「第13条に規定する管理不全空家等の所有者等に対する措置及び法第22条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、市内の空家等の状況を把握し、市民等（市民及び市内に存する建築物の所有者等並びに地域団体及び事業者をいう。以下同じ。）からの空家等に関する相談に応じるとともに、空家等の適切な管理等に関する情報を提供するなど市民等に対して必要な支援を行うものとし、併せて周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等について、危険箇所等を是正するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第6条 市長は、法第7条第1項の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(管理不全空家等及び特定空家等の所有者等に対する措置に係る諮問)</p> <p>第9条 市長は、法第13条第2項若しくは第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行を行おうとするときは、あらかじめ、第11条第1項に規定する審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(管理不全空家等及び特定空家等に対する勧告に係る標識の設置)</p>	<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において空家等の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、市内の空家等の状況を把握し、市民等（市民及び市内に存する建築物の所有者等並びに地域団体及び事業者をいう。以下同じ。）からの空家等に関する相談に応じるとともに、空家等の適切な管理等に関する情報を提供するなど市民等に対して必要な支援を行うものとし、併せて周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等について、危険箇所等を是正するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第6条 市長は、法第6条第1項の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(特定空家等の所有者等に対する措置に係る諮問)</p> <p>第9条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行を行おうとするときは、あらかじめ、第11条第1項に規定する審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(特定空家等に対する勧告に係る標識の設置)</p>

新	旧
<p>第10条 市長は、<u>管理不全空家等</u>について法第13条第2項の規定による<u>勧告</u>又は<u>特定空家等</u>について法第22条第2項の規定による<u>勧告</u>を行ったときは、当該<u>勧告</u>の内容その他市長が必要と認める事項を記載した<u>標識</u>を<u>当該管理不全空家等</u>又は<u>特定空家等</u>に設置するものとする。この場合においては、当該<u>管理不全空家等</u>又は<u>特定空家等</u>の所有者等は、当該<u>標識</u>の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>(北九州市特定空家等対策審査会)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 審査会は、市長の諮問に応じ、法第13条に規定する<u>管理不全空家等の所有者等</u>に対する<u>措置</u>及び法第22条に規定する<u>特定空家等の所有者等</u>に対する<u>措置の実施</u>について調査審議するものとする。</p>	<p>第10条 市長は、<u>特定空家等</u>について法第14条第2項の規定による<u>勧告</u>を行ったときは、当該<u>勧告</u>の内容その他市長が必要と認める事項を記載した<u>標識</u>を<u>当該特定空家等</u>に設置するものとする。この場合においては、当該<u>特定空家等</u>の所有者等は、当該<u>標識</u>の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>(北九州市特定空家等対策審査会)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 審査会は、市長の諮問に応じ、法第14条に規定する<u>特定空家等の所有者等</u>に対する<u>措置の実施</u>について調査審議するものとする。</p>

議案第 45 号

北九州市営住宅条例の一部改正について

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 市営住宅に単身で入居することができる者の範囲を拡大するため、
関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号アからクまで以外の部分中「一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者」に改め、同号ク（イ）中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改め、同号ク（ウ）中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の女性相談支援センター」に改め、同号ク（エ）中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同号に次のように加える。

ケ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めるもの

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第2号アからクまで以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(入居者資格)</p> <p>第7条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び入居申込者又は当該入居申込者が現に同居し、若しくは同居しようとする者（以下この号において「同居人」という。）の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者として市長が認めた場合の当該同居人を含む。以下同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けなければならない者（以下「居宅介護の困難な者」という。）を除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。（ア）から（ウ）までにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2前段に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（（エ）において「被害</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第7条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び入居申込者又は当該入居申込者が現に同居し、若しくは同居しようとする者（以下この号において「同居人」という。）の一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者として市長が認めた場合の当該同居人を含む。以下同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「居宅介護の困難な者」という。）を除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。（ア）から（ウ）までにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2前段に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（（エ）において「被害</p>

新	旧
<p>者等」という。)で、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するもの。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2</u> (これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(ウ) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> (令和4年法律第52号) <u>第9条第1項の女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項の配偶者暴力相談支援センターから配偶者(配偶者暴力防止等法第28条の2前段に規定する相手を含む。)</u> (エ) において同じ。) からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けた者</p> <p>(エ) (ウ) の <u>女性相談支援センター以外</u>の配偶者暴力対応機関 ((ウ) の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所その他の行政機関をいう。) 又は配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護を図るための活動を行う民間の団体 (市長が認める団体に限る。) から配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことの確認を受けた者</p> <p>ㄥ <u>犯罪被害者等基本法</u> (平成16年法律第161号) <u>第2条第2項に規定する犯罪被害者等</u>と同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めるもの</p> <p>(3) ~ (5) 略</p>	<p>者等」という。)で、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するもの。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項</u> (配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(ウ) <u>売春防止法</u> (昭和31年法律第118号) <u>第34条第1項の婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第3条第1項の配偶者暴力相談支援センターから配偶者 (配偶者暴力防止等法第28条の2前段に規定する関係にある相手を含む。 (エ) において同じ。) からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けた者</u></p> <p>(エ) (ウ) の <u>婦人相談所以外</u>の配偶者暴力対応機関 ((ウ) の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所その他の行政機関をいう。) 又は配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護を図るための活動を行う民間の団体 (市長が認める団体に限る。) から配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことの確認を受けた者</p> <p>(3) ~ (5) 略</p>

<p style="text-align: center;">新</p> <p>2～7 略</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>2～7 略</p>
---	---

議案第46号

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方公営企業法の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(北九州市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(北九州市公営競技事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 北九州市公営競技事業の設置等に関する条例(平成29年北九州市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第24.3条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第24.3条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

北九州市交通事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第24.3条の2の8</u>第8項の規定により交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第24.3条の2の2</u>第8項の規定により交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

北九州市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

北九州市公営競技事業の設置等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第24.3条の2の8</u>第8項の規定により公営競技事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第24.3条の2の2</u>第8項の規定により公営競技事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

議案第 47 号

小倉北特別支援学校等新築工事請負契約締結について
小倉北特別支援学校等新築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 小倉北特別支援学校等新築工事
- 2 契 約 金 額 31 億 5, 370 万円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日まで
- 5 契約の相手方 九鉄工業・松尾組特定建設工事共同企業体
代表者 北九州市門司区小森江三丁目 12 番 10 号
九鉄工業株式会社
代表取締役社長 松本喜代孝
構成員 北九州市八幡西区町上津役東二丁目 2 番 25 号
株式会社松尾組
代表取締役 松尾茂行

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第48号

金山川調節池整備工事（2-1）請負契約の一部変更について

令和3年2月北九州市議会定例会において議決を経た金山川調節池整備工事（2-1）請負契約（令和5年6月北九州市議会定例会において一部変更）の一部を次のとおり変更する。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 金山川調節池整備工事（2-1）請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

17億9,789万9,400円

変更契約金額

18億1,901万1,700円

議案第 49 号

地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の認可について

地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画について、次のとおり認可する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画について認可するに当たり、地方独立行政法人法第 83 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

記

令和 5 年 12 月 26 日付北九病機経第 3 号をもって申請のあった地方独立行政法人北九州市立病院機構中期計画については、申請のとおり認可する。

参 考

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- （2） 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- （3） 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- （4） 短期借入金の限度額
- （4の2） 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- （5） 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- （6） 剰余金の使途
- （7） その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 略

4 略

（料金及び中期計画の特例）

第83条 略

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

写

北九病機経第3号

令和5年12月26日

北九州市長 武内 和久 様

地方独立行政法人北九州市立病院機構

理事長 中西 洋一 印

地方独立行政法人北九州市立病院機構第2期中期計画（令和6年
4月から令和11年3月まで）について

標記の件について、別紙のとおり作成いたしましたので、地方独立行政法人
法第26条第1項の規定に基づき、認可を申請します。

別紙

地方独立行政法人北九州市立病院機構第2期中期計画

前文

地方独立行政法人北九州市立病院機構第2期中期目標で指示されたとおり、国が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえるとともに、地方独立行政法人の特長である迅速性、柔軟性及び効率性を最大限に発揮し、中期目標の実現に向けて職員一丸となって取り組むため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定に基づき、以下のとおり第2期中期計画を定める。

なお、本計画は総務省が定める「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が求める公立病院経営強化プランを兼ねるものとする。

第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 政策医療の着実な実施

政策医療として、次に掲げる感染症医療、周産期医療、小児救急を含む救急医療及び災害時における医療を提供する。

政策医療の提供については、市民の命と健康を守る市立病院として着実に実施するとともに、可能な限り効率的かつ効果的な運営に努める。

政策医療の実施に当たっては、北九州市域の医療需要に十分適合させることとし、医療需要の変化等により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、政策医療のあり方について、北九州市（以下「市」という。）が適切に判断できるよう努める。

（1） 感染症医療

北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）において、市内で唯一の第二種感染症指定医療機関として、二類感染症患者に適切な医療を提供する。また、医療センター及び北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）において、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の新興感染症及び再興感染症の受入れに関して中核的な役割を担う。

医療センターにおいて、二類感染症が発生した場合は、福岡県（以下

「県」という。) や市、北九州市医師会と密接な連携を図りながら、患者の収容・治療に迅速に対応する。また、二類感染症患者の長期入院等に備えた体制を確保するとともに、二類感染症に対応できる専門的な知識と技術を有する職員の育成に努める。

両病院において、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の新興感染症及び再興感染症の感染症拡大時には、県や市、北九州市医師会との密接な連携の下、迅速に受入体制を構築し、市立病院として市内医療機関の中核的な役割を果たす。

(2) 周産期医療

医療センターにおいて、周産期母子医療センターとして、高度で専門的な医療を提供する。

胎児要因や母体要因による母体搬送の受入れ、緊急分娩や異常分娩への小児科医の立会い、新生児外科疾患の手術等の診療を24時間体制で行う等、ハイリスク妊娠やハイリスク新生児の診断・加療について市とその近郊において中心的な役割を担う。

医療センターにおける周産期医療のあり方については、市内における分娩件数や産科医療機関の減少、人口動態の将来的な全体像等を踏まえた上で、関係医療機関や市と十分に連携を図りながら検討を行う。

< 関連指標 >

項目	医療センター（令和4年度実績）
母体搬送件数	59件
NICU受入患者数	2,420件
NCPR講習会開催回数	9回
注 母体搬送やNICU受入れは、市内4箇所の周産期医療機関の役割分担によって行われている。	

(3) 小児救急を含む救急医療

八幡病院において、救命救急センター及び小児救急センターとしての役割を果たす。

北九州医療圏における救急医療体制の中核施設として、救急外来の充実等により、24時間365日救急患者を断らず受け入れ、適切な医療を提供する。

特に小児医療については、小児科外来の充実、小児集中治療室（PICU）の活用等により、初療から集中治療を要する場合まで24時間365日対応できる環境を充実させ、適切な医療を提供する。

救急患者に対する適切な医療を提供するため、救急科及び関連診療科

の医師確保に努めるとともに、初期研修医及び救急科専攻医・小児科専攻医の基幹研修施設等として、人材育成を通じて救急受入体制の強化に取り組む。

< 関連指標及び目標 >

項目	八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標
救急車応需率	70.1%	95.0%
救急受入件数	4,334件	—
救急患者手術件数	348件	—
小児救急ウォークイン患者数	23,223人	—
救急医療に係る研修受入人数	61人	—
注1 救急車応需率＝救急車受入数÷救急要請数		
注2 小児救急ウォークイン患者数は、救急車を利用せずに時間外に受診した患者数		

(4) 災害時における医療

ア 八幡病院において、北九州市地域防災計画や北九州市医師会医療救護計画に基づき、市及び北九州市医師会の指示の下、施設面や設備面の機能をいかし、市内の災害拠点病院の統括病院としての役割を果たす。

災害発生時には院内に災害医療・作戦指令センター（DMOC）を設置し、関係機関と連携して医療支援を行う。

災害医療研修センター（DMEC）において、災害時に迅速かつ効果的な医療救護活動ができる人材を育成する。

災害医療コーディネーターが派遣される施設として、北九州地域の災害医療に対応する。

県内最大規模の屋上ヘリポートをいかし、広域から傷病等患者の受入れを行うとともに、海上保安庁と連携し水難事故に対応する。

隣接する八幡薬剤師会と連携し、災害時に迅速かつ十分な薬品供給体制を構築する。

イ 医療センター及び八幡病院において、災害拠点病院としての役割を果たす。

災害拠点病院として、災害発生時には24時間体制で災害疾病者の受入れ及び搬出、被災病院、避難所・救護所等への支援を行うとともに、被災地に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う。

< 関連指標 >

項目	医療センター	八幡病院
日本DMAT登録 隊員数	医師 2人 看護師 3人 業務調整員 2人	医師 5人 看護師 3人 業務調整員 4人
福岡県DMAT登 録隊員数	医師 2人 看護師 6人 業務調整員 8人	医師 1人 看護師 2人 業務調整員 2人
DMAT等派遣回 数（人数）	令和2年度1回（3人 ）	令和2年度1回（4人 ）

ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策を準備する。

医療センターにおいては、国の基準に基づいて非常用電源や備蓄資材（食糧、飲料水、医薬品等）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）に基づいた訓練等を実施し、災害時には、病院機能を維持した上で、全ての患者に医療を提供できるよう努める。ただし、災害拠点病院としての機能を果たすためには、免震構造、ライフライン機能の維持、災害活動スペース等を備えることが望ましいが、現病院の施設及び設備では十分でないことから、施設の老朽化対策と併せて、建て替えを含め将来的な施設や設備のあり方について検討していく。

八幡病院においては、国の基準に基づいて非常用電源や備蓄資材（食糧、飲料水、医薬品等）を確保し、災害時においても病院機能を維持するとともに、全ての患者に医療を提供できるよう、業務継続計画（BCP）に基づいた訓練等を実施し、適切に運用する。

2 医療センター及び八幡病院の特色をいかした医療の充実

政策医療に加え、次に掲げる医療センター及び八幡病院の特色をいかした高度で専門的な医療を提供する。

（1） 医療センター

ア がん医療について、地域がん診療連携拠点病院として、集学的治療及び標準的治療等の提供体制の充実を図るとともに、高度で専門的な医療を提供する。また、がんゲノム中核拠点病院との情報共有・連携体制の構築に努め、がんゲノム医療連携拠点病院としてがん医療の充実を図る。

ロボット支援下手術による低侵襲外科手術を実施するため、手術支援ロボットを駆使して最先端の医療を提供する。

定位放射線治療、強度変調放射線治療等の高度な放射線治療を提供

するため、リニアックの積極的な活用を行う。

< 関連指標 >

項目	医療センター（令和4年度実績）
がん患者数	5, 255人
化学療法件数	17, 107件
放射線治療件数	10, 650件

イ 全人的な対応が求められるがん診療について、関連部署を統括するがんセンターの機能の強化を図り、がん患者や家族の支援機能を充実させる。

患者や家族の精神的なケアや生活面での不安、悩みに対応していくため、がん看護専門看護師及びがん分野の認定看護師の配置によりがん看護外来を充実させるほか、抗がん剤治療に関する専門知識と経験のある認定薬剤師を配置した薬剤師外来の活用により安全で効果的ながん薬物療法に取り組む。また、多職種による支援を行う緩和ケアセンターについて、がん患者や家族へ寄り添った支援の強化に取り組む等、適切な緩和ケアの提供に努める。

医療センターの患者や家族だけでなく、他院の患者や家族の不安、悩み等の相談に応えるため、がん相談支援センターの周知に取り組むとともに体制強化に努める。

ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努める。

がん医療における医療機関の役割分担を尊重しながら連携を推進していくため、医療従事者の資質向上に向けた情報提供、研修の開催等、地域全体のレベルアップの貢献に努める。

インターネットでカルテの閲覧やCT・MRIの予約ができる連携ネット北九州の活用を促進する。

福岡県がん地域連携クリティカルパスの使用拡大と普及に努める。

< 関連指標 >

項目	医療センター（令和4年度実績）
連携ネット北九州新規登録患者数	1, 047件

エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供する。

救急医療提供体制を充実するため、救急隊との連携を更に強化していく。救急救命士への実地研修等を定期的で開催し、相互の情報交換と顔の見える関係を構築する。

進展する高齢化に伴う、生活習慣病を含めた疾病構造の複雑化に対応するため、糖尿病、脳卒中、循環器疾患、代謝疾患等に対応する、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師等によるチーム医療の体制強化と新たなチーム編成に取り組む。

膠原病や甲状腺疾患といった地域医療提供体制の中で十分な対応が難しい医療の提供に努める。

肩・肘関節疾患やスポーツ障害への対応のほか、低侵襲で早期退院が可能な脊椎内視鏡手術等の脊椎手術を実施する。

児童福祉法に基づく助産施設としての役割を担う。

市立病院として、市民の命と健康を守るセーフティネットの役割を果たすよう努める。

<関連指標>

項目	医療センター（令和4年度実績）
救急救命士への研修開催回数	3回

オ 診療科や病床数については、地域医療構想や地域における同病院の果たすべき役割・機能を踏まえた上で、経営状況等も勘案しつつ持続可能で安定した医療を適切に提供するため、適正化に向けて見直しを含めた検討を行う。

(2) 八幡病院

ア 小児医療について、小児救急・小児総合医療センターを中心に、診療機能の充実を図る。

専門性の高い小児科医の確保、小児集中治療室（PICU）・無菌室の活用等により、救急・集中治療、児童虐待とその家族、血液・腫瘍性疾患、神経疾患・てんかん、医療的ケア児、小児アレルギー及び小児感染症に係る専門医療の充実と在宅支援に取り組む。

小児科専門医の基幹研修施設として、人材育成を通じて、診療機能の強化に取り組む。

<関連指標>

項目	八幡病院（令和4年度実績）
小児科患者数（外来）	46,142人
小児科患者数（入院）	20,920人

イ 小児医療に関する障害者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組む。

障害を持つ小児患者等を一時的に預かる県及び市が実施主体の小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業に参加する等支援の充実に取り組む。

り組む。また、障害者やその家族が安心して生活が送れるよう医療面での支援を行う。

ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供する。

消化器・肝臓病センターを内科、外科、放射線科等の医師、薬剤師、看護師等で横断的に組織化し、生活習慣や食生活の変化に伴い急増する消化器・肝臓病疾患に対して最新・総合的な医療を提供する。

循環器疾患に対応する循環器内科が充実してきていることに加え、新たに心臓血管外科を設置すること等により、救命救急センター機能の更なる充実を図る。

心不全センターを内科、循環器内科、形成外科等の医師、リハビリテーションスタッフ、薬剤師、看護師等で横断的に組織化し、高齢化等に伴い急増する心不全患者に専門的な医療を提供するとともに、かかりつけ医療機関・介護施設・在宅との間を取り持つ役割を担うことで、地域全体で心不全患者を支援する体制を構築する。

アメリカでも注目され、及び実践されているAcute Care Surgery（外傷急性期外科）の北九州市域の中心となるべく、血管造影装置とCTを備えたハイブリッド手術室の機能を駆使して、最先端の医療を提供する。更に、外傷・形態修復・治療センターを市に2名しかいない外傷専門医を中心に外科、形成外科、整形外科等の医師、リハビリスタッフ、看護師等で横断的に組織化し、外傷やその他の形態異常に対し機能的・整容的な再建を行うことで、患者のQOL（生活の質）の回復を目指す。

市立病院として、市民の命と健康を守るセーフティネットの役割を果たすよう努める。

エ 診療科や病床数については、地域医療構想や地域における同病院の果たすべき役割・機能を踏まえた上で、経営状況等も勘案しつつ持続可能で安定した医療を適切に提供するため、適正化に向けて見直しを含めた検討を行う。

3 医療の質の確保

(1) 人材の確保・育成

ア 医療従事者の養成機関との連携を図るとともに、柔軟で多様な職員採用により、医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めるとともに、医療スタッフが長く働き続けることができる職場環境の整備に努める。

医師については、大学等関係機関との連携強化や教育研修を充実させ、医師の負担軽減に向けて医師事務作業補助者を配置する等、医師が働きやすい環境づくりを行う。また、女性医師が安心して就業の継続や復職ができる環境の整備を行う。

看護師については、計画的に安定した優秀な人材を確保するため、看護学校の学生に対する充実した教育、実習の提供等により、卒業生の入職率を高める。また、看護師が看護業務に専念できる環境を整備するため、看護補助者の確保に努めるとともに、看護師の事務作業をサポートする職の配置、チーム医療の推進等に取り組む。さらに、認定看護師等の資格取得に際して、十分にバックアップするとともに、その専門性が発揮できるような勤務体制を構築する。

医療技術職については、柔軟な採用制度の下、経験者を含めた多様な職種の人材確保に努める。また、資格取得等の奨励・支援を行い、学会発表等の参加機会を確保できるよう配慮する。

事務職員については、プロパー化を進めるとともに、医療マネジメントができる事務職員を育成するため、院内教育の充実を図り、資格取得の支援に加え、セミナー、学会発表等の学習機会を提供する。また、事務職員の総合力を強化するため、定期的な部署間の異動等、計画的な育成に取り組む。

<関連指標及び目標>

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
看護実習受入数	346人	346人	175人	175人

特に、医師の確保に当たっては、大学医局との連携強化及び臨床研修の充実に努める。

大学医局等からの医師確保、病院運営への協力等に向けて、関係大学との連携強化の仕組みづくりに取り組むとともに、病院機能の特性をいかした臨床研修の充実に努める。

<関連指標>

項目	医療センター	八幡病院
	令和4年度実績	令和4年度実績
専門医資格取得件数	214件	112件
指導医資格取得件数	124件	52件
初期臨床研修医	7人	8人
専攻医	15人	9人

ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、各専門分野における医療スタッフの資格取得を評価するとともに、資格取得を支援する制度の充実に努める。また、先進的な事例や取組を習得できる教育研修制度を充実させる。

看護師の教育体制として、令和4年から開始したクリニカルラダーを基に各習熟度レベルに応じた研修プログラムの充実を図り、専任の教育担当者を配置することにより、研修体系の一元管理や計画的な人材育成の推進と知識・技術の向上に取り組む。

医療センターにおいては、特になんがん看護に特化した専門看護師等の育成と、高い臨床推論力と病態判断力を持って急性期医療、地域医療に貢献できる特定行為研修を修了した看護師の育成に取り組む。

八幡病院においては、救急医療・小児医療・災害医療に活躍・貢献できる看護師を育成するために特定行為研修を修了した看護師や認定看護師の育成に取り組み、チーム医療の推進を図る。今後の高齢化の進展を見据え慢性呼吸器疾患看護及び皮膚・排泄ケアの認定看護師資格の取得を目指すとともに、認知症看護及び感染管理の認定看護師資格取得者の増員に取り組む。

< 関連指標 >

項目	医療センター	八幡病院
	令和4年度実績	令和4年度実績
専門看護師	1人	1人
認定看護師	22人	17人

エ 若手医師を確保するため、大学等関係機関とのより一層の連携を図るとともに、教育研修や指導医を充実させる等、環境整備について取り組む。

大学等関係機関との連携強化を図るとともに、病院機能の特性をいかした魅力ある臨床研修プログラムや専門研修プログラムの充実、指導体制の整備により、病院の将来を担う医師の育成に努める。

(2) 医師の働き方改革への対応

医師の時間外労働の上限規制を踏まえ、両病院において作成した医師労働時間短縮計画に沿って、タスクシフト及びタスクシェアの推進、適切な労務管理の実施等により、時間外労働の縮減や医師の負担軽減を行うとともに、追加的健康確保措置等の実施により、働きやすい職場環境の整備に取り組む。

医療センターにおいては、医師の時間外労働時間について、年960

時間以下（A水準）を維持するため、引き続き、出退勤時間の明確化、医師の自己研鑽ルールの周知徹底等により、適切に労務管理を行う。また、医師事務作業補助者の配置、特定行為研修・告示研修を修了した医療スタッフの増員等により、医師の負担軽減を行う。

八幡病院においては、救命救急センターの中核を担う内科、外科の医師については、時間外労働時間が年960時間を超える可能性があることから、地域医療体制確保暫定特例水準（B水準）の指定を取得するとともに、出退勤時間の明確化や医師の自己研鑽ルールの周知徹底を図る。また、医師事務作業補助者の増員や医師以外の他職種とのタスクシフトを進め、特例水準以外の医師も含めて、医師の時間外労働の縮減や負担軽減を行う。

（3） 医療の質の確保・向上

ア 医療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を越えて連携できるチーム医療の推進に取り組む。

< 関連指標 >

項目	医療センター	八幡病院
	令和4年度実績	令和4年度実績
医療チーム編成状況	緩和ケア 認知症ケア 感染防止対策 栄養サポート 医療安全管理 呼吸ケアサポート 褥瘡（じょくそう）管理 抗菌薬適正使用 リンパ浮腫 肥満症診療 院内迅速対応 報告書確認対策	認知症ケア 感染防止対策 栄養サポート 医療安全管理 呼吸ケアサポート 褥瘡（じょくそう）管理 排尿ケア 抗菌薬適正使用 養育支援 早期離床・リハビリテーション 院内迅速対応

イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組む。

< 関連指標及び目標 >

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
クリニカル	43.8%	55.0%	45.6%	65.0%

パス適用率				
注 クリニカルパス適用率＝クリニカルパス適用入院患者数÷新入院患者数				

ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備、更新等を計画的に進める。

医療センターにおいては、手術支援ロボットを活用した患者への低侵襲な手術の推進やリニアックを活用した患者への負担が少ない放射線治療を推進する。

八幡病院においては、ハイブリッド手術室の機能を駆使して、外傷を含めた最先端の医療を提供するとともに、小児集中治療室（PICU）・無菌室を活用し、小児重症患者の診療を実施する。

エ その他、医療の質の確保及び向上に向けて、病院機能評価等の第三者機関による評価制度を積極的に活用するとともに、クリニカルインディケータ（臨床評価指標）等の分析・評価の活用に取り組む。

（４） 医療安全の徹底

安全で安心な医療を提供するため、医療事故、院内感染等医療の安全を脅かす事象に関する情報収集や分析を行い、適切な予防策を講じる。

市保健所と連携して地域感染対策を実践するため、地域医療機関での院内感染発生時の対応支援や地域医療従事者への教育・研修等を行う。

院内ラウンドや医療安全研修会等を実施し、医療事故、院内感染等医療の安全を脅かす事象の予防に取り組む。

インシデント・アクシデントレポートを適切に分析し、再発防止に努める。

国内外における感染情報の収集に努める。

<関連指標及び目標>

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
医療安全研修会等実施回数	48回	—	49回	—
インシデント・アクシデントレポート提出回数	1,400回	2,000回	1,354回	1,560回

（５） 医療に関する調査・研究

先進的かつ最適な医療の提供のために、臨床研究推進センターを中心

に治験等（企業治験、医師主導治験、特定臨床研究、倫理指針準拠臨床研究、製造販売後調査、公的調査研究等）を適正に実施できる体制を構築・強化し、積極的に治験等の実施に取り組む。

< 関連指標 >

項目	医療センター	八幡病院
	令和4年度実績	令和4年度実績
治験等実施件数	183件	50件
注 治験等実施件数には臨床研究実施件数及び公的調査研究件数を含む。		

4 市民・地域医療機関からの信頼の確保

(1) 患者サービスの向上

ア 患者目線での病院運営の徹底

(ア) 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指す。また、患者中心の医療提供を行うため、接遇研修を計画的に実施する等、患者目線に立ったサービスの提供に努める。特に、看護については病室やベッドサイドで看護記録等の業務を行うセル看護提供方式®、パートナーシップ・ナーシングシステム（PNS）の導入等、可能な限り患者に寄り添う看護の提供に取り組む。

< 関連指標 >

項目	医療センター	八幡病院
	令和4年度実績	令和4年度実績
接遇研修回数	13回	7回
接遇研修参加延人数	282人	282人

(イ) 患者満足度調査等により患者ニーズを的確に把握し、課題等に対して病院全体で適切な改善策を講じて患者満足度の向上に努める。また、現在、特に不満の多い受付・診察の待ち時間の短縮に向けて、各病院において以下の取組を進める。

医療センターにおいては、診療予約時間に基づいて中央処置室での採血や採尿の受付時間を設定する等の混雑緩和の取組を進める。

八幡病院においては、各診療科の特徴に応じた予約枠の設定や初診患者が診察に入るまでの流れの見直しに取り組む。

< 関連指標及び目標 >

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標

患者満足度調査結果（入院）	4. 1点	4. 5点	4. 3点	4. 4点
患者満足度調査結果（外来）	3. 8点	4. 5点	4. 1点	4. 3点
注 病院で入院・外来ごとにアンケートを実施。各項目について5段階で評価				

イ 快適な院内環境の整備

(ア) 院内環境の改善により施設面や設備面での快適性の向上に取り組む。また、院内における連携機能、患者支援センターの強化等、入退院支援の機能強化を推進する。

医療センターにおいては、婦人科及び乳腺・甲状腺外科を中心とした女性専用病棟の充実等に取り組むほか、患者支援センターの機能強化を推進する。

八幡病院においては、患者や家族がくつろげる中庭、ファミリールーム等の施設・設備を適切に活用し、より一層の快適性と利便性の向上に取り組むほか、患者支援センターの対象患者の拡大に取り組む。

(イ) 患者や家族の利便性の向上に向けて、マイナンバー登録や会計後払いシステムの利用を促進するほか、様々なDXを推進していく。また、退院や転院について、患者やその家族の支援機能の強化に取り組むため、メディカルソーシャルワーカー、看護師、事務職員等の人員配置を強化する。

ウ 患者や市民への情報提供

(ア) 診療内容や治療実績等の情報発信に積極的に取り組む。

ホームページや広報誌を通じて、診療内容や治療実績等を積極的に情報発信するとともに、SNS等のソーシャルメディアを積極的に活用する。

< 関連指標 >

項目	医療センター	八幡病院
	令和4年度実績	令和4年度実績
広報誌発行回数	4回	2回
SNS等による情報発信回数	46回	75回

(イ) 市民の健康増進に向けた取組を進める。

市民公開講座や出前講座等、地域、行政や企業と連携した健康講

座を展開する。

< 関連指標 >

項目	医療センター	八幡病院
	令和4年度実績	令和4年度実績
市民向け健康講座等開催回数	1回	3回
注 市民向け健康講座等開催回数は、市民向けに実施した公開講座や出前講演等		

(2) 地域医療機関等との連携

ア 地域医療機関のニーズと役割を把握し、地域医療機関に信頼される病院を目指す。

地域医療機関への積極的な訪問を行い、ヒアリングの実施により、信頼の確保に努めるとともに、医療連携室の機能強化により、急性期医療を要する患者の地域医療機関からの紹介と慢性・軽症患者の地域医療機関への逆紹介を推進する。

< 関連指標及び目標 >

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
紹介割合	85.1%	95.0%	78.7%	85.0%
逆紹介割合	47.7%	50.0%	94.5%	100.0%
注1 紹介割合、逆紹介割合は診療報酬の算出方法に基づき計算				
2 紹介割合 = (紹介患者数 + 救急患者数) ÷ 初診患者数 × 100				
3 逆紹介割合 = 逆紹介患者数 ÷ (初診患者数 + 再診患者数) × 1,000				

イ 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携強化を図り、求められる役割を着実に果たす。

地域医療支援病院として、紹介患者に対する医療提供、医療機器の共同利用及び開放病床の活用を通じて地域医療を担うかかりつけ医等に対する支援を行う。

大腿骨近位部骨折や脳卒中については、地域医療機関との連携の下に策定した地域連携クリティカルパス（北九州標準モデル）の使用拡大と普及に努める。また、がんについては、福岡県地域連携クリティカルパスの普及に努める。

地域の医療機関を対象に地域連携会を中心とした情報交換体制の充

実を図る。

< 関連指標及び目標 >

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
共同利用件数 (高額医療機器)	1,340件	1,500件	698件	750件
共同利用件数 (開放病床)	63件	100件	19件	24件
地域医療従事者研修実施回数	10回	—	14回	—
登録医療機関件数	579件	600件	250件	275件
地域医療連携会議参加人数	99人	400人	0人	450人
紹介率	85.1%	95.0%	78.7%	85.0%
逆紹介率	88.5%	100.0%	94.7%	110.0%

注1 紹介率、逆紹介率は地域医療支援病院承認要件の算出方法に基づき計算

2 紹介率 = 紹介患者数 ÷ (初診患者数 - 救急車搬送初診患者数 - 時間外初診患者数) × 100

3 逆紹介率 = 逆紹介患者数 ÷ (初診患者数 - 救急車初診搬送患者数 - 時間外初診患者数) × 100

ウ 市立病院が一つの病院事業体として、効率的・効果的な病院運営を行うため、医療センターと八幡病院の機能分化や連携を推進する。

医療提供機能の相互支援の充実に向けて、各病院の専門分野に関する知識の習得のため、医師を含めた多職種における人事交流を推進する。

特に、市立病院の専門分野においては、相互に患者の紹介等を優先的に行う。

高度医療機器の共同利用や、診療・検査等における医療提供機能の相互支援に取り組む。

(3) 地域医療における役割の推進

ア 地域医療構想を踏まえ、各病院の果たすべき役割と機能について把

握し、必要とされる医療を提供する。

福岡県地域医療構想調整会議での議論や地域の医療機関のニーズを踏まえ、医療圏全体として市民が必要とする医療を提供できるよう、機能分化や連携強化について、引き続き周辺医療機関と協議を行う。

急性期医療を担う地域の基幹病院として、患者の状態の早期安定に向けた質の高い医療を提供する。

イ 地域包括ケアシステムの構築に向け地域の医療機関との連携強化を図り、必要とされる医療を提供する。

紹介受診重点医療機関及び地域医療支援病院として、紹介や逆紹介を通じた地域の医療機関との連携強化や外来機能の明確化を図り、相互が機能を発揮する地域完結型医療の実現に取り組む。

急性期病床の効率的な病床運営に努めることで、地域全体での切れ目のない医療提供体制の構築に貢献し、地域の医療水準の向上を推進する。

5 新興・再興感染症の感染拡大時への備え

新興感染症及び再興感染症の感染拡大時には、市立病院として市内医療機関の中核的な役割を果たすため、平時から新興・再興感染症の発生・拡大を想定し、感染症に対応できる職員の育成、両病院間で感染防護具等の備蓄、院内クラスター発生時の対応方針の共有等を行い、感染拡大時に医療提供体制の移行を円滑に行えるよう備える。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 収入増加・確保対策

(1) 病床利用率の向上

政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の経常収支の黒字を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組む。また、病床利用率の数値目標の達成に向けて、診療科毎に数値目標を設定して全てのスタッフで共有する等目標管理を徹底するとともに、地域医療機関との連携強化や救急患者の積極的な受入れによって患者の確保に努めるほか、適切なベッドコントロールにより経営の効率化を図りつつ、病床利用率の向上に取り組む。

医療センターにおいては、クリニカルパスの拡充、早期リハビリテーションの実施等によって回転率の向上及び適切なベッドマネジメントに取り組むとともに、ベッドコントロール室の強化を図り、効率的な病床運営を行う。また、外来予約センターの活用による外来診察の原則予約制を継続する等、地域医療機関との連携強化によって、急性期医療を必

要とする患者の受入れと急性期を脱した患者の地域医療機関へのシフトを促進することにより、患者の確保に努める。

八幡病院においては、地域医療連携室を中心とした営業活動強化や院内の広報担当部署の整備強化により、新規入院患者の獲得に取り組む。また、救急科医師の増員による救急車受入体制の強化、小児救急・小児総合医療センターにおける専門医療の充実、地域のニーズを踏まえた消化器・肝臓病センターや心不全センターの運営等、市民に求められる医療の提供を通じて、患者の確保に努める。その上でベッドコントロールの効率化を適切に実施する仕組みづくりを行う。

< 関連指標及び目標 >

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
病床利用率 (全体)	72.3%	82.9%	68.1%	90.0%
病床利用率 (感染症及び 周産期除く)	87.8%	90.5%	—	—
外来患者数 (1日当たり)	1,023人	990人	450人	576人
入院患者数 (1日当たり)	399人	426人	212人	281人
手術件数	3,674件	—	2,037件	—
平均在院日数	11.8日	11.5日	10.9日	10.0日

注1 病床利用率は総務省による公立病院決算の算出方法（年延入院患者数÷年延病床数×100）に基づき計算

2 病床利用率の実績については、医療センター522床、八幡病院312床をベースに算定している。

3 病床利用率の目標については、医療センター514床、八幡病院312床をベースに、令和5年度決算見込の収支を基に算定しており、今後の病床数や収支の状況によって数値が変動する可能性がある。

(2) 適切な診療報酬の確保

ア 複雑化する診療報酬制度に対応し、診療行為に対する診療報酬を適切に確保するため、専門的知識・経験を有する事務職員をプロパー職員として計画的に採用するとともに、診療情報管理士の資格取得等に

よる事務職員の育成に努める等、医療事務の処理能力の強化に取り組む。

< 関連指標及び目標 >

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
市派遣職員比率	25.8%	15.6%	29.6%	10.0%
注 市派遣職員比率＝市派遣職員数（事務職員）÷正規事務職員数				

イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるため、経営状況や診療報酬制度等に関する職員説明会等の実施に取り組むとともに、医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、診療機能の強化につながる施設基準の取得等、効果的な経営戦略を企画・立案するため、法人全体の事務処理体制の強化に取り組む。また、診療報酬の請求漏れや減点の防止に努めるとともに、未収金の発生防止や新たな未収金回収策の検討等、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組む。特に、医療費徴収に当たっては、納付資力があるにもかかわらず、納付しない滞納者に対して法的措置等を厳正に実施する。

< 関連指標及び目標 >

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
医療費徴収率	99.7%	99.7%	99.6%	99.7%
査定減比率	0.39%	0.30%	0.35%	0.30%
注1 医療費徴収率＝収入予定額（現年分＋滞納繰越分）÷診療報酬請求額（現年分＋滞納繰越分）				
2 査定減比率＝査定減金額÷診療報酬請求金額				

2 経費節減・抑制対策

(1) コスト節減の推進

ア コスト節減に向けて、地方独立行政法人制度の特長をいかした柔軟で多様な契約制度の更なる推進に取り組む。契約制度については、医療機器等の調達保守一体契約、機器設備や業務委託の複数年契約の推進、医薬品や診療材料調達に係る価格交渉の徹底等に取り組む。また、コスト節減に向けて、後発医薬品の使用促進に取り組む。

< 関連指標及び目標 >

項目	医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標

後発医薬品使用割合	92.9%	90.0%	90.4%	90.0%
注 後発医薬品使用割合＝後発医薬品の数量÷（後発医薬品がある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量）				

イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組む。

コスト削減に向けて、専任職員の配置による調達部門における体制強化等に取り組むとともに、業務委託、物品調達等については、内容を精査し、両病院に最適な契約等を検討する。

(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備

ア 医療機器等については、モニタリングによる稼働状況の把握等により、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努める。

各病院の臨床工学課において、臨床工学技士等を中心に機器の中央管理を行う等、医療機器等の計画的かつ効率的な運用を行う。

イ 医療機器をはじめとする高額な機器設備、情報システム等の新規導入や更新に当たっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組む。

中期目標期間中の経常収支の黒字を前提とした中長期的な購入計画を作成し、高額な医療機器等の計画的な導入・更新を実施する。

電子カルテの共通化をはじめ、両病院で採用する医療機器等の規格の統一により、医療の質や患者サービスの向上及びコスト削減につながる取組を推進する。

3 自立的な業務運営体制の構築

(1) マネジメント体制の確立

ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした意思決定機関を適切に運用し、主体的かつ機動的な意思決定を行う。

自立的なマネジメント体制の確立に向けて、理事長等の役員で構成する理事会のほか、法人本部と両病院の幹部職員で構成する経営本部会議等を定期的を開催する。

法人本部と各病院の権限と責任を明確にし、組織目標及び部門別目標の設定による目標管理を徹底する。

病院経営を担う法人本部・事務局組織の体制強化に向けて、経営企画部門の機能強化、病院経営戦略に精通した民間人材の登用や先進的な病院の経営事例導入の検討、ジョブローテーション等による幹部人材の育成に取り組む。

イ 各病院において、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営に

当たることのできる組織風土づくりに取り組む。また、組織風土づくりに当たっては、特に、病院運営に関する医師の意識改革に取り組む。

病院全体の組織目標、診療科や課単位の部門別目標を明確にし、全ての職員が組織や部門別の目標を踏まえた目標管理ができるよう実効性のある目標管理体制の構築に取り組む。

病院職員全体の情報共有に向けて、法人全体の事業概要等の作成により、病院運営や経営状況等を全ての職員に周知するとともに、職員による病院運営に関する提言等が法人・病院幹部に伝わるような仕組みづくりに取り組む。

(2) 職員の経営意識の向上

ア 職員の経営感覚を高めるため、病院を取り巻く医療環境の変化や経営状況をリアルタイムで提供し、計画の達成状況の周知に取り組むほか、職員を対象とした外部講師による講演会の開催や外部の研修会への参加促進等により職員の経営意識の向上に努める。

イ 職員自らが業務改善に積極的に取り組めるよう、職員提案制度の充実、アンケート・ヒアリングの実施、職員と病院幹部の交流の促進等により職員の声を聴く取組や、職員の提案を実現させるための仕組みづくりに取り組む。

(3) 法令・行動規範の遵守等

ア 公立病院として、市民の信頼を確保するため医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立する。法令・行動規範の遵守に当たっては、関係内部規定を整備し適切に運用するとともに、コンプライアンスに関する職場研修を定期的実施する。ハラスメント防止に当たっては、人事の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を担保できるよう、研修の充実や啓発事業の実施等、ハラスメントの未然防止に向けて取り組むとともに、現在設置している内部相談窓口や外部弁護士による相談窓口の積極的な周知に取り組み、引き続き職員が相談しやすい環境づくりに努めるほか、ハラスメント事案に対して厳正に対処する。また、診療情報に関する個人情報については、保護とセキュリティの確保等に努める。

イ ガバナンス強化の観点から、役員及び職員の不正防止に向けて地方独立行政法人法に基づく、内部統制の仕組みを整備するとともに、市立病院にふさわしい行動規範・倫理を遵守するための制度を確立する

4 職場環境の充実

働き方改革の観点から、病院の実態に即して、職員が働きやすく、長く働き続けることができる職場環境づくりに努める。

地方独立行政法人制度の特長をいかした法人固有の人事給与制度の構築に向けて、病院経営に対する貢献度合を評価したインセンティブ制度の充実を図るとともに、人事評価制度のあり方や、看護職の変則2交代等の柔軟な勤務形態の導入等について検討するほか、院内保育所の更なる活用等、子育てや介護が必要な職員が働きやすい職場環境づくりに努める。

働き方改革の観点から、医師・看護師の負担軽減のため、事務作業補助者の配置、病棟への薬剤師の配置や手術室への臨床工学技士の配置、医療業務のタスクシフティング等に取り組むとともに、時間外勤務の削減や有給休暇が取得しやすい職場にするため、人員配置や業務の見直し等に取り組む。また、ワークライフバランスの確保及び職員の健康保持に取り組む。

職員のやりがいや満足度の向上に向けて、職員満足度調査を実施するとともに、職員研修や職員提案制度の充実、人事評価制度の見直し等に取り組む。

< 関連指標及び目標 >

項目	法人本部・看護専門学校		医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
職員満足度調査結果	3.3点	3.5点	3.0点	3.4点	3.0点	3.4点
看護師の離職率	—	—	8.1%	—	8.8%	—
注1 全職員を対象にアンケートを実施。各項目について5段階で評価						
2 看護師の離職率＝当年度退職者数÷当年度平均常勤職員数（（年度当初数＋年度末数）÷2）×100						

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 財務基盤の安定化

政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長をいかした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させる。

財務基盤の安定化に当たっては、経営課題を明確にし、中長期的な収支管理に取り組むとともに、月次決算等の経営情報をきめ細かく把握し、部

門別の目標達成状況の分析を行うことにより、経営情報を法人全体で共有する。また、そうした情報を法人全体で共有するとともに、部門ごとの目標達成状況を適宜確認する等、目標管理による病院運営体制を確立する。

中期目標期間中に単年度の経常収支の黒字（経常収支比率100%以上）を実現する。

< 関連指標及び目標 >

項目	法人全体		医療センター		八幡病院	
	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標	令和4年度実績	令和10年度目標
経常収支	1,533百万円	214百万円	1,225百万円	569百万円	881百万円	337百万円
経常収支比率	105.0%	100.6%	106.3%	102.7%	108.2%	103.1%
修正医業収支比率	81.6%	97.3%	90.6%	101.1%	65.3%	89.5%
材料費の対修正医業収益比率	31.0%	28.4%	34.7%	32.4%	21.5%	19.8%
入院単価	70,772円	79,397円	74,285円	85,500円	64,529円	70,139円
外来単価	23,005円	23,034円	26,103円	28,283円	15,674円	14,012円
注1 経常収支＝経常収益（営業収益＋営業外収益）－経常費用（営業費用＋営業外費用） 2 経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100 3 修正医業収支比率＝（入院収益＋外来収益＋その他医業収益）÷医業費用 4 医療センターと八幡病院には、法人本部、看護専門学校の収支は含まない。						

中期目標の期間における各年度の収支計画及び目標数値の見通しを立てる。

大規模な設備投資等に伴う資金の借入れ、返済等、長期的な資金収支の均衡を図る。

大規模な設備投資等については、資金の借入れ、返済等、長期的な資金収支に影響を与えることから、単年度実質収支の均衡、必要な年度末資金剰余の確保等に努める。

2 運営費負担金のあり方

法人としては、可能な限り自立した経営に努めることとするが、財務基

盤の安定化に向けて医療センターと八幡病院の役割である政策医療の実施にかかる費用等については、国の基準に基づいて市の運営費負担金が適切に交付されるよう、市の支援を求めていく。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 看護専門学校運営

地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組む。

市立病院との一体的運営という利点をいかし、講義、臨地実習等において、相互協力することにより、臨床看護及び教育の質を向上させる。

地域の看護職の教育に貢献するため、可能な限り学校施設・設備及び教材の開放に努める。

優秀な看護学生の確保に向けて、学生や社会人を対象としたオープンキャンパスを実施するとともに、学校訪問や説明会の開催等に取り組む。

看護師の定着に向けて、卒業生に対するフォローアップ事業に取り組む。

。

教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努める。

教員については、市立病院看護部との人事交流により、看護教育に適性の高い人材の配置・育成に取り組む。

教育環境の整備や学習教材の充実等に取り組むとともに、奨学金制度、授業料等、学生による費用負担のあり方について検討する。

<関連指標及び目標>

項目	令和4年度実績	令和10年度目標
卒業生の就職・進学率	100%	100%
注 卒業生の就職・進学率 = (看護師就職者数 + 進学者数) ÷ 卒業生数 × 100		

将来的な看護専門学校のあり方については、市内の看護師の需給状況や関係機関の動向を踏まえ、市と法人で十分協議する。

2 施設・設備の老朽化対策

大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議する。

医療センターについては、建築後30年以上を経過し著しく老朽化していることから、建て替えに要する期間が長期間となること等を考慮し、早急に建て替えを含め広く検討する。検討に際しては、今後担うべき市立病院の役割や機能について、将来の人口減少や少子高齢化の更なる進展といった医療需要の変化を踏まえつつ、市と十分に連携を図りながら協議を進める。

検討の基本となる医療センターのあり方については、求められる適切な機能や規模について、外部有識者を含めた検討会等を市と共同で設置し、地域医療構想や地域における同病院の果たすべき役割を踏まえつつ、市と十分に連携を図りながら協議を進める。

特に周産期医療、感染症医療、災害時における医療等の政策医療に関わる事案については、市全体で検討される将来的なあり方を踏まえる必要があるため、市と緊密に連携しながら市全体の枠組みの中でその実施体制を検討する。

3 デジタル化への対応

電子カルテ、マイナンバーカードの健康保険証利用等の各種情報システム等を活用し、医療の質の向上や病院経営の効率化を図る。

AIやRPAを活用した業務の効率化等、医療分野におけるDXを推進し、医療の質を高めるとともに働き方改革の推進を図る。

電子カルテの共通化をはじめ、両病院で採用する医療機器等の規格の統一、ペーパーレス化等により、医療の質や患者サービスの向上及びコスト削減につながる取組を推進する。

マイナンバーカードによる健康保険証の資格確認等、医療分野におけるマイナンバーカード・マイナポータル等の個人認証基盤を活用した取組を推進する。

患者に対し、マイナンバーカードの健康保険証利用促進に取り組む。

4 市政への協力

市が進める保健・医療・福祉・介護に関する施策については、積極的な役割を果たす。

災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画、北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たす。

その他市からの協力要請については、積極的に対応する。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和6年度から令和10年度まで）

単位：（百万円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入	33,117	33,173	33,487	33,879	36,418
営業収益	31,288	31,999	32,233	32,703	32,712
医業収益	28,280	28,620	28,885	29,373	29,639
運営費負担金収益	2,877	3,253	3,223	3,205	2,947

補助金収益	67	63	63	63	63
その他	63	63	63	63	63
営業外収益	489	493	491	488	484
運営費負担金収益	53	56	54	51	48
その他営業外収益	437	437	437	437	437
臨時利益	0	0	0	0	0
資本的収入	1,340	681	763	688	3,221
長期借入金	1,309	650	732	657	3,191
その他資本収入	31	31	31	31	31
支出	33,564	33,581	33,769	33,569	36,192
営業費用	30,358	30,441	30,449	30,513	30,547
医業費用	29,502	29,580	29,589	29,653	29,688
給与費	15,411	15,443	15,427	15,413	15,399
材料費	9,063	9,104	9,128	9,208	9,255
経費	4,919	4,923	4,923	4,923	4,923
その他	109	111	111	111	111
一般管理費	650	653	653	653	652
給与費	370	371	371	370	370
経費	269	269	269	269	269
その他	11	13	13	13	13
その他	206	208	207	207	207
営業外費用	413	425	418	410	397
臨時損失	5	5	5	5	5
資本的支出	2,788	2,709	2,897	2,641	5,243
建設改良費	1,462	797	847	740	3,274
償還金	1,300	1,886	2,024	1,875	1,943
その他支出	26	26	26	26	26

注1 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していないものがある。

2 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

3 人件費の見積総額

期間中総額79,679百万円を見込む。

なお、該当金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

4 運営費負担金の算出基準（考え方）

感染症医療、周産期医療、小児救急を含む救急医療及び災害時における医療等の政策医療の提供に要する経費等については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和6年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益の部	31,812	32,527	32,759	33,226	33,232
営業収益	31,349	32,061	32,295	32,765	32,774
医業収益	28,236	28,576	28,840	29,328	29,594
運営費負担金収益	2,877	3,253	3,223	3,205	2,947
補助金等収益	63	63	63	63	63
資産見返負債戻入	110	106	106	106	106
その他	63	63	63	63	63
営業外収益	463	466	464	461	458
運営費負担金収益	53	56	54	51	48
その他営業外収益	410	410	410	410	410
臨時利益	0	0	0	0	0
費用の部	33,107	33,005	32,947	32,896	33,023
営業費用	32,707	32,588	32,538	32,494	32,634
医業費用	30,512	30,363	30,298	30,270	30,401
給与費	15,445	15,427	15,412	15,397	15,384
材料費	8,240	8,278	8,300	8,372	8,415
経費	4,512	4,512	4,512	4,512	4,512
減価償却費	2,209	2,039	1,968	1,882	1,983
その他	107	107	107	107	107
一般管理費	691	698	706	679	680
その他	1,504	1,528	1,533	1,545	1,553
営業外費用	394	411	405	396	383
臨時損失	5	5	5	5	5
純利益	▲1,294	▲478	▲188	331	209

注1 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していないものがある。

2 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

3 資金計画（令和6年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
資金収入	38,048	37,656	37,562	37,672	40,520
業務活動による収入	31,777	32,492	32,724	33,191	33,196
診療業務による収入	28,280	28,620	28,885	29,373	29,639
運営費負担金による収入	2,930	3,309	3,277	3,256	2,995
補助金等による収入	63	63	63	63	63
その他の業務活動による収入	503	499	499	499	499
投資活動による収入	31	31	31	31	31
運営費負担金による収入	—	—	—	—	—
その他の投資活動による収入	31	31	31	31	31
財務活動による収入	1,309	650	732	657	3,191
長期借入金による収入	1,309	650	732	657	3,191
その他の財務活動による収入	—	—	—	—	—
前事業年度からの繰越金	4,931	4,484	4,076	3,793	4,103
資金支出	38,048	37,656	37,562	37,672	40,520
業務活動による支出	30,776	30,872	30,873	30,928	30,949
給与費支出	15,781	15,814	15,798	15,783	15,769
材料費支出	9,063	9,104	9,128	9,208	9,255
その他の業務活動による支出	5,932	5,954	5,947	5,938	5,925
投資活動による支出	1,488	823	873	766	3,299
有形固定資産の取得による支出	1,462	797	847	740	3,274
その他の投資活動による支出	26	26	26	26	26
財務活動による支出	1,300	1,886	2,024	1,875	1,943
長期借入金の返済による支出	602	1,185	1,342	1,239	1,310
移行前地方債償還債務の償還による支出	698	701	682	636	633
その他の財務活動による支出	—	—	—	—	—
翌事業年度への繰越金	4,484	4,076	3,793	4,103	4,328

注 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において

て合計とは一致していないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

5, 000 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第9 重要な財産の譲渡又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発のための研修や教育等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

病院等の料金については、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

- (2) 前号により難いときは、別に理事長が定める額とする。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免又は免除することができる。

第12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	7, 120 百万円	市からの長期借入金等

2 人事に関する計画

医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができ

るよう、組織及び職員配置のあり方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(単位：百万円)

項目	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	3, 3 5 1	9, 4 3 5	1 2, 7 8 6
長期借入金償還債務	5, 6 7 8	6, 0 8 2	1 1, 7 6 0
計	9, 0 2 9	1 5, 5 1 7	2 4, 5 4 6

4 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発のための研修や教育等に充てる。

議案第50号

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更
に関する同意について

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意する

。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款
の変更について同公社から同意を求められたので、地方道路公社法第5条第
6項の規定により、この案を提出する。

記

令和5年11月24日付福北総第100号をもって同意を求められた別記の
福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款の変更につ
いては、同意する。

別記

変更前

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,261億5,460万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県	1,130億7,730万円
福岡市	841億1,650万円
北九州市	289億6,080万円

変更後

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,270億660万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県	1,135億330万円
福岡市	844億5,550万円
北九州市	290億4,780万円

参 考

地方道路公社法（抜粋）

（定款）

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

（1）～（7） 略

（8） 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

（9） 略

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 略

4 略

5 道路公社は、第2項の認可の申請をしようとするときは、第3項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第 5 1 号

永黒団地第 1 工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約締結について

永黒団地第 1 工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 永黒団地第 1 工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 永黒団地第 1 工区市営住宅建替事業に係る設計・工事
 - 2 契 約 金 額 1 3 億 6 , 4 0 0 万円
 - 3 契 約 方 法 一般競争入札
 - 4 工 期 契約締結の日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで
 - 5 契約の相手方 九鉄工業・西部交通特定建設工事共同企業体
代表者 北九州市門司区小森江三丁目 1 2 番 1 0 号
九鉄工業株式会社
代表取締役社長 松本喜代孝
- 構成員 北九州市門司区本町 1 番 5 号
株式会社西部交通建築事務所
代表取締役 久保 直

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第52号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和6年2月20日提出

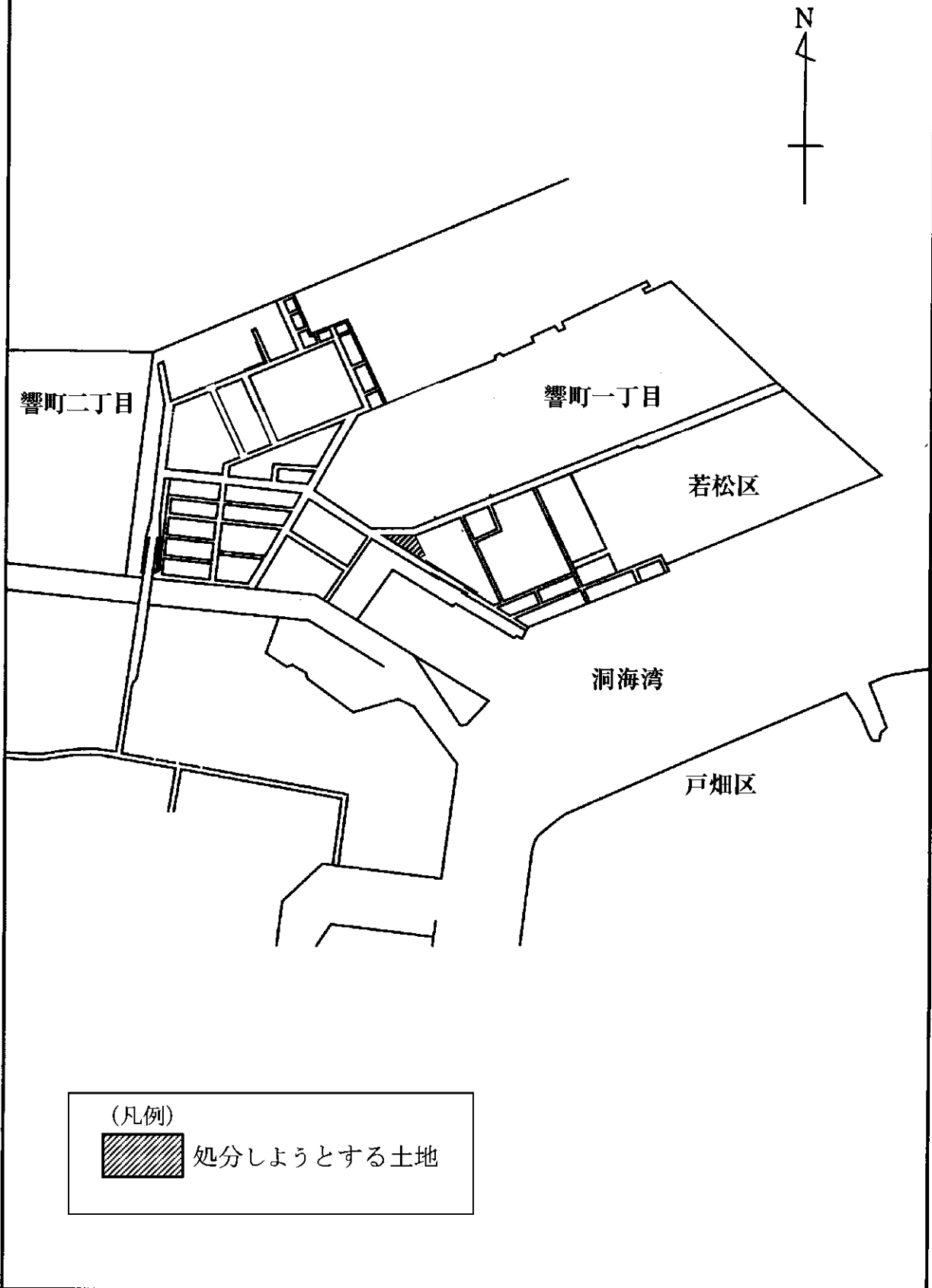
北九州市長 武内和久

提案理由 若松区響町一丁目に所在する市有地を倉庫用地として売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
雑種地
若松区響町一丁目105番33
- 2 土地の面積
1万9,858.62平方メートル
- 3 売払い予定金額
8億3,800万円

処分土地の所在図



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 53 号

包括外部監査契約締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第 252 条の 3
6 第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 6 年 4 月 1 日

3 契約金額

1, 629 万 6, 296 円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。

5 契約の相手方及びその資格

北九州市小倉南区長行西二丁目 3 番 3 号

松木摩耶子

公認会計士

参 考

地方自治法（抜粋）

（包括外部監査契約の締結）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（1） 略

（2） 政令で定める市

2～8 略

地方自治法施行令（抜粋）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。